

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 援助金
に関する覚書（昭和44年度）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43557

覺書(須念覺何)

市
26
in

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

総特第3917号

昭和44年11月18日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長

事務代理 加藤 泰



昭和44会計年度における日本国政府の琉球政府に
対する資金の貸付けに関する覚書について
標記覚書を、別添案のとおり締結したいので、米・琉側との
折衝をお願いします。

南
方
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務



総 理 府

接収事務課より11月中旬に米側の了承を得て欲しいこと (石河)

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘
無期限

昭和44会計年度における日本国政府の
琉球政府に対する資金の貸付けに関する
覚書について

44.11.25
木北一 (石河)

1. 総理府特連局長事務課の梶井事務官
は11月21日(金)当課に電話連絡越し

先般、特連局長よりアメリカ局長宛公信
(標記件名 別添参照)を送付したが、本件

覚書(案)は来年度の予算決定に必要上
11月中旬に米側の了承を得て12月上旬には署名

を了したいので至急処置に覆すこと
を望む。

2. 総理訪米中の時期であり、大至急には
処理(得ないが)南方班にも最大限

1/2
カトニキ
11月25日
午後

の努力を有る旨答えておき、いあす、石河
が本件覚書(案)内容をチェックしたところ

交付した次の通り。

(1) 43会計年度の覚書の帯子、項目等は
ほとんど同じであるが、44会計年度の

変更点は次の4点である。

① 貸付条件を昨年よりおき14年を
20年とする。

② 貸付条件の対象を郵政事業、特別
会計、琉球電気公社を追加した。

③ ^{省金源として}今まで運用部資金1本であった
ところを郵政省所管の「備保積立金」

が加わった。

④ 従って前回の署名者に郵政省
が加わる。

(2) 本件覚書(案)の和英両文の内容を
照合したところ、昨年度(43会計年度)

の覚書^での表現をそのまま使用しており、特に
問題となる点はない。ミスプリント等教

の訂正を修正したのみである。

3. および当方の処理方針については

2.3日中に在米米国経済担当(ダトニ)
書記官を招致し、本覚書(案)を提示。

(、非正式に米例(U.S.C.A.R.印)の
同意を取りつけるよう措置する。

この同意を取りつけた上で改めて正式
覚書を総理府に作成せしめ署名

取り付けを早急に行う運びに致した。

昭和44会計年度における日本国政府の琉球政府に対する資金の貸付けに関する覚書

1 目的及び金額

- ① 沖縄地域における産業の振興開発及びその住民の福祉の向上に寄与するため、主務大臣は、沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法（昭和43年法律第62号）第2条の規定に基づき、「昭和44会計年度における日本国政府の琉球諸島に対する援助計画の項目及び金額に関する覚書」附表2の4産業開発資金等融資による援助計画（以下「援助計画」という。）に昭和44会計年度（昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで。以下同じ。）計画分として掲げる3,700百万円の金額の範囲内においてこの覚書が効力を発した日から昭和45年3月31日までの間に資金運用部資金3,200百万円以内、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金（以下「簡保積立金」という。）500百万円以内を琉球政府に貸し付けるものとする。

なお、援助計画に昭和45会計年度（昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで。）計画分として掲げる金額は、その金額について日本国政府の財政投融资計画が

策定されることを条件として、昭和45年4月1日から同年6月30日までの間に、主務大臣から琉球政府に貸し付けられることが予定される。

- ② 本覚書において主務大臣とは、資金運用部資金に係るものについては日本国政府大蔵大臣（以下「大蔵大臣」という。）、簡保積立金に係るものについては日本国政府郵政大臣（以下「郵政大臣」という。）をいう。

2 通貨の指定

主務大臣の、琉球政府に対する資金運用部又は簡保積立金からの貸付金（以下「貸付金」という。）の交付並びに琉球政府の、資金運用部又は簡保積立金からの借入金（以下「借入金」という。）に係る元金の償還及び利子（違約金を含む。以下同じ。）の支払いは、日本国通貨をもつて行なうものとする。

3 代理人の指定

琉球政府は、借入金の借入れ並びに借入金に係る元金の償還及び利子の支払いについて、琉球政府東京事務所長をその代理人として、日本国内においてこれを行なうものとする。

4 貸付金の受入れ及び使途

琉球政府は、貸付金をその産業投資特別会計（以下「特別

の振興
 会計」という。)に受入れた後、農林漁業に必要な資金、
 鉱工業の振興開発に必要な資金、中小企業の振興に必要な
 資金、運輸通信施設の整備に必要な資金及び住宅の建設に
 必要な資金に充てるため、次に掲げる区分に従って貸し付
 けるものとする。

(単位 百万円)

貸付先	44年度 計画分	45年度 計画分	計
農林漁業中央金庫	150	120	270
漁船建造資金融通特別会計	120	60	180
産業開発資金融通特別会計	1,080	360	1,440
大衆金融公庫	250	250	500
郵政事業特別会計	80	30	110
琉球電信電話公社	120	60	180
住宅建設資金融通特別会計	1,900	720	2,620
計	3,700	1,600	5,300

5 区分経理

琉球政府は、借入金に係る部分については、特別会計に
 おいて特別勘定を設け、区分経理するものとする。

6 事業計画及び資金計画

① 琉球政府は、最初の借入れの申込みを行なうときは、

あらかじめ1970会計年度(1969年7月1日から
 1970年6月30日まで。以下同じ。)の特別会計の事
 業計画及び資金計画を作成し、琉球諸島米国民政府(以下
 「米国民政府」という。)を通じ、日本国政府総理府総務
 長官(以下「総務長官」という。)の同意を求めると
 する。この場合は、1970会計年度の特別会計の歳入歳
 出予算及び予定財務諸表(予定貸借対照表及び予定損益計
 算書をいう。)、琉球政府の財政投融资計画並びに琉球政
 府の資金運用部資金(以下「琉球運用部資金」という。)
 の原資見込み及び運用計画表を添付するものとする。

② 総務長官は、あらかじめ同意を求められたときは、援助
 計画の昭和44会計年度計画の金額に係る事業計画及び資
 金計画に対してのみ同意するものとする。

7 事業計画及び資金計画の変更

琉球政府は、総務長官の同意を得た特別会計の事業計画及
 び資金計画を変更しようとするときは、前項に準ずる方法に
 より、あらかじめ総務長官に同意を求めなければならない。
 ただし、その変更が軽微なものである場合は、これを省略す
 ることができる。

8 借入れの申込み及び貸付けの通知

① 琉球政府は、借入金の借入れの申込みを行なう場合には、資金運用部資金借入申込書又は簡保積立金借入申込書、資金運用部資金借用証書の案又は簡保積立金借用証書の案並びに借入れを予定する日の属する四半期の特別会計の事業計画及び資金計画を主務大臣に提出するものとする。この場合には、当該四半期の琉球運用部資金の原資見込み及び運用計画表を添付するものとする。

② 主務大臣は、前記申込みを検討のうえ、貸付けを適当と認める場合には、資金運用部資金融通通知書又は簡保積立金融通通知書により貸付年月日、貸付金額その他必要な事項を琉球政府に通知するものとする。

③ 資金運用部資金借入申込書、簡保積立金借入申込書、資金運用部資金融通通知書及び簡保積立金融通通知書の書式はそれぞれ別紙1、2、3及び4とする。

9 貸付金の交付及び元利金支払いの場所

貸付金の交付場所並びに借入金に係る元金の償還及び利子の支払いの場所は、当該貸付金及び借入金が資金運用部資金であるときは日本銀行本店、簡保積立金であるときは郵政省簡易保険局とする。

10 貸付けの方法

① 琉球政府は、資金運用部資金を借入れる場合は日本銀行本店に資金運用部資金融通通知書を提示し、資金運用部資金借用証書を提出して資金の交付を受けるものとし、簡保積立金を借入れる場合は郵政省簡易保険局歳入歳出外現金出納官吏に簡保積立金融通通知書^{簡保積立金借用証書及び}を提示し、^{簡保積立金借}入金領収書を提出して資金の交付を受けるものとする。

② 資金運用部資金借用証書、簡保積立金借用証書及び簡保積立金借入金領収書の書式はそれぞれ別紙5、6及び7とする。

③ 主務大臣は、日本銀行本店又は郵政省簡易保険局において資金の交付を行なう場合、琉球政府の非居住者自由円勘定に貸記する方法がとられるよう措置するものとする。

11 借入れの繰越

琉球政府は、援助計画の昭和44会計年度計画分に係る金額のうち、昭和45年3月31日までに借入れを行なわなかつた金額について必要がえる場合には、主務大臣の承認を得て昭和46年3月31日までの間に借入れを行なうことができる。

12 貸付条件

① 貸付期間 20年以内(うち1年以内の据置期間を含

む。)とする。

- ② 貸付利率 年6分5厘とする。
- ③ 支払方法 元金は半年賦均等償還とし、利子は半年毎に未償還元本に応じて支払うものとする。

13 元利金の支払手続

- ① 琉球政府が元金の償還、利子の支払いをしようとするときは、次に掲げる書類を添えて当該借入金資金運用部資金であるときは日本銀行本店に、簡保積立金であるときは郵政省簡易保険局に払い込むものとする。

元金及び利子の別	資金運用部資金	簡保積立金
元金の償還をしようとするとき。	資金運用部貸付金元金払込書	簡保積立金元利金払込書
利子の支払いをしようとするとき。	納入告知書	同上

- ② 資金運用部貸付金元金払込書、納入告知書及び簡保積立金元利金払込書の書式はそれぞれ別紙8、9及び10とする。

14 違約金

琉球政府は、借入金について所定の期日までに元金の償還

又は利子(本項において違約金を除く。)の支払いをしなかつたときは、当該償還又は支払いをしなかつた元金又は利子の金額につき当該期日の翌日から起算して償還又は支払いをした日までの日数に応じ、日歩2銭8厘の割合により算定して得た金額を違約金として主務大臣に支払うものとする。

15 利率等の改訂

主務大臣は、貸付金を貸し付けた後において金融情勢の変動に応じ、利率及び違約金の割合を改訂することができる。

16 繰上償還

- ① 主務大臣は、貸付金の全部又は一部について繰上償還を求めることができる。
- ② 琉球政府は、借入金の全部又は一部について繰上償還をしようとするときは、あらかじめ主務大臣の同意を受けるものとする。
- ③ 琉球政府は、繰上償還をしようとする金額が借入金の一部であるときは、主務大臣が指定する追証書を日本銀行本店又は郵政省簡易保険局に提出しなければならない。

17 目的外使用等の場合の措置

- ① 主務大臣は、琉球政府が借入金を第4項に掲げる貸付先以外に貸付けし、又は総務長官の同意を得た事業計画と異

なる貸付けに使用した場合は、直ちに琉球政府に対し当該金額に相当する貸付金の繰上償還を求めることができる。

- ② 前号の規定による繰上償還については、前項第3号の規定を準用するものとする。

18 調査及び報告

主務大臣は、貸付金に関する事項について、随時、琉球政府に対して報告を求め、又は、米国民政府及び琉球政府の協力を得て必要な調査を行なうため、その職員を沖縄地域に派遣することができるものとする。

19 融資実績等の報告

- ① 琉球政府は、1970会計年度の終了後6ヶ月以内に借入金に係る融資実績の報告書を米国民政府、日本国政府総理府を通じ、大蔵大臣及び郵政大臣に提出する。

なお、この場合、特別会計の決算書、資金収支の実績及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書をいう。）、琉球政府の財政投融資計画の実績表並びに琉球運用部資金の原資及び運用の実績表を添付するものとする。

- ② 琉球政府は、借入金の借入れを行なったときは、直ちにその旨を総務長官及び米国民政府に報告するものとする。

20 覚書の修正

この覚書の規定は、大蔵大臣、郵政大臣、総務長官、米国民政府及び琉球政府の合意によつて修正することができる。

21 覚書の効力

この覚書は、下記の四者のすべてが署名を終え且つ琉球政府の署名についての米国民政府の承認が米国民政府総務部長の署名により与えられた日に効力を発する。

附 則

この覚書の実施のために必要と認められる細目については、大蔵大臣、郵政大臣、総務長官、米国民政府及び琉球政府の合意により定めるものとする。

昭和 年 月 日

日本国政府
大蔵省理財局長

昭和 年 月 日

日本国政府
郵政省簡易保険局長

昭和 年 月 日

日本国政府
総理府特別地域連絡局長

昭和 年 月 日

琉球政府総務局長

高等弁務官に代つて承認
する。

昭和 年 月 日

米国民政府総務部長

別紙 /

記 号
昭和 年 月 日

日本国政府大蔵大臣 殿

琉球政府行政主席

資金運用部長期資金借入申込書

- 1. 金 額 金 円也
- 2. 用 途
- 3. 利 率 年 6 分 5 厘
ただし約定利率は、金融情勢に応じ改訂せられても差支えない。
- 4. 借 入 期 日 昭和 年 月 日
- 5. 据 置 期 日 昭和 年 月 日
- 6. 最終償還期日 昭和 年 月 日
ただし、大蔵大臣の都合により全部又は一部の繰上償還を求められても差支えなく、琉球政府の都合により全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の同意を受ける。

7. 元利金の支払方法及び期日

元利金の支払方法は、毎年 月 日及び 月 日に別に定める資金運用部資金借入金償還年次表による。ただし、元利金の支払期日に元利金の全部または一部の支払いをしなかつた場合には、延滞元利金につき支払期日の翌日から起算して支払当日まで日歩 2 銭 8 厘の割合により違約金を支払う。なお、違約金の割合は金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

8. 目的外使用等の場合の措置

琉球政府が、借入金を前記 2 に掲げる用途以外に使用し、又はあらかじめ、総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付けに使用した場合は、当該金額に相当する借入金の繰上償還を求められても差支えない。

9. 資金の交付を受ける場所

日本銀行本店

10. 借用証書の記番号

第 号

以上の条件により資金運用部資金の借入申込みをする。

別紙 2

記 号
昭和 年 月 日

日本国政府郵政大臣 殿

琉球政府行政主席

簡保積立金借入申込書

- 1. 金額 金 円也
- 2. 用途
- 3. 利率 年 6 分 5 厘
ただし約定利率は、金融情勢に応じ改訂せられても差支えない。
- 4. 借入期日 昭和 年 月 日
- 5. 据置期日 昭和 年 月 日
- 6. 最終償還期日 昭和 年 月 日
ただし、郵政大臣の都合により全部又は一部の繰上償還を求められても差支えなく、琉球政府の都合により全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、あらかじめ郵政大臣の同意を受ける。

7. 元利金の支払方法及び期日

元利金の支払方法は、毎年 月 日及び 月 日に別に定める簡保積立金借入金償還年次表による。

ただし、元利金の支払期日に元利金の全部または一部の支払いをしなかつた場合には、延滞元利金につき支払期日の翌日から起算して支払当日まで日歩 2 銭 8 厘の割合により違約金を支払う。

なお、違約金の割合は金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

8. 目的外使用等の場合の措置

琉球政府が、借入金を前記 2 に掲げる用途以外に使用し、又はあらかじめ、総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付けに使用した場合は、当該金額に相当する借入金の繰上償還を求められても差支えない。

9. 資金の交付を受ける場所

郵政省簡易保険局

10. 借用証書の記番号

第 号

以上の条件により簡保積立金の借入申込みをする。

別紙3

表面

資金運用部資金融通通知書

文書日付及び番号	昭和 年 月 日第 号
貸付金額	円
貸付年月日	昭和 年 月 日
資金年度	昭和 年度
資金名	資金運用部資金
借用証書の記番号	第 号
利率	年 6 分 5 厘
償還期限	昭和 年 月 日
指定店	日本銀行本店

上記のとおり資金運用部資金を融通することとしたので、
裏面記載事項を了知のうえ借入れの手続をされたい。

琉球政府行政主席 殿

日本国政府大蔵省理財局長

裏面

1. 借入申込書に記載された事項のうち、下記の事項（表面に掲げた事項を除く。）を変更して貸し付けることとしたので借用証書の作成にあつては相違のないよう留意すること。
2. 資金の融通を受けるときは、この通知書を借用証書とともに指定店に提出すること。

別紙 4

表面

簡保積立金融通通知書

文書日付及び番号	昭和 年 月 日第 号
貸付金額	円
貸付年月日	昭和 年 月 日
資金年度	昭和 年度
資金名	簡保積立金
借用証書の記番号	第 号
利率	年 6 分 5 厘
償還期限	昭和 年 月 日
貸付金交付場所	郵政省簡易保険局

上記のとおり簡保積立金を融通することとしたので、裏面記載事項を了知のうえ借入れの手続をされたい。

琉球政府行政主席 殿

日本国政府郵政省簡易保険局長

裏面

1. 借入申込書に記載された事項のうち、下記の事項（表面に掲げた事項を除く。）を変更して貸し付けることとしたので借用証書の作成にあたっては相違のないよう留意すること。
2. 資金の融通を受けるときは、この通知書を借用証書とともに郵政省簡易保険局歳入歳出外現金出納官吏に提出すること。

別紙 5

第 号
昭和 年 月 日

日本国政府大蔵大臣 殿

琉球政府行政主席

資金運用部資金借用証書

金 円也

本日上記金額の資金運用部資金を下記条件をもつて借用した。
については借入条件を堅く守り元利金は期日に相違なく支払う。
なお、本資金については、大蔵省理財局から調査を受け又は報告
を求められても差支えない。 随時

1. 資金の用途

2. 利 率 年6分5厘
ただし約定利率は、金融情勢に応じて改
訂せられても差支えない。

3. 据置期日 昭和 年 月 日

4. 最終償還期日 昭和 年 月 日

ただし、大蔵大臣の都合により全部又は
一部の繰上償還を求められても差支えな

5. 元利金の支払
方法及び期日

く、琉球政府の都合により全部又は
一部の繰上償還をしようとするときは、
あらかじめ、大蔵大臣の同意を受ける。
元利金の支払方法は毎年 月 日及
び 月 日に別に定める資金運用部
資金借入金償還年次表による。

ただし、元利金の支払期日に元利金の全
部又は一部の支払いをしなかつた場合に
おいては、延滞元利金に対して支払期日
の翌日から起算して支払当日まで日歩2
銭8厘の割合により違約金を支払う。
なお、違約金の割合は金融情勢に応じて
改訂せられても差支えない。

6. 目的外使用等
の場合の措置

この借入金を前記1に掲げる用途以外に
使用し又は、あらかじめ、総務長官の同
意を得た事業計画と異なる貸付に使用し
た場合は、当該金額に相当する借入金の
繰上償還を求められても差支えない。

7. 元利金の支払
場所

日本銀行本店

別紙 6

第 号
昭和 年 月 日

日本国政府郵政大臣 殿

琉球政府行政主席

簡保積立金借用証書

金 円也

本日上記金額の簡保積立金を下記条件をもつて借用した。
については借入条件を堅く守り元利金は期日に相違なく支払う。
なお、本資金については、郵政省簡易保険局から随時調査を受け
又は報告を求められても差支えない。 随時

1. 資金の用途

2. 利 率

年 6 分 5 厘

ただし約定利率は、金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

3. 据置期日

昭和 年 月 日

4. 最終償還期日

昭和 年 月 日

ただし、郵政大臣の都合により全部又は一部の繰上償還を求められても差支えない

5. 元利金の支払方法及び期日

6. 目的外使用等の場合の措置

7. 元利金の支払場所

く、琉球政府の都合により全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、あらかじめ、郵政大臣の同意を受ける。元利金の支払方法は毎年 月 日及び 月 日に別に定める資金選定部資金借入金償還年次表による。

ただし、元利金の支払期日に元利金の全部又は一部の支払いをしなかつた場合においては、延滞元利金に対して支払期日の翌日から起算して支払当日まで日歩 2 銭 5 厘の割合により違約金を支払う。

なお、違約金の割合は金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

この借入金を前記 1 に掲げる用途以外に使用し又は、あらかじめ、総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付に使用した場合は、当該金額に相当する借入金の繰上償還を求められても差支えない。

郵政省簡易保険局

別紙 7

簡保積立金借入金領収書

金 円也

簡保積立金借入金として、上記金額を領
収しました。

昭和 年 月 日

歳入歳出外現金出納官吏

郵政省簡易保険局

郵政事務官 殿

琉球政府行政主席

代理人

琉球政府東京事務所長

(氏 名、 印)

別紙 8

資金運用部貸付金元金払込書		資金運用部貸付金元金受入済通知書		領 取 証 書	
払込期日	昭和 年 月 日	払込期日	昭和 年 月 日	払込月日	昭和 年 月 日
償還金額	円	償還金額	円	償還金額	円
口 数	口	口 数	口	口 数	口
受入科目	資金運用部資金・資金運用部貸付金	受入科目	資金運用部資金・資金運用部貸付金	受入科目	資金運用部資金・資金運用部貸付金
指 定 店	日本銀行本店	指 定 店	日本銀行本店	指 定 店	日本銀行本店
取 扱 庁	大蔵省理財局	取 扱 庁	大蔵省理財局	取 扱 庁	大蔵省理財局
上記のとおり払い込みます。 昭和 年 月 日 (納入者)		納入者 上記のとおり受入済ですから通知します。 昭和 年 月 日 日本銀行本店 印 大蔵省理財局長 殿		上記のとおり領収しました。 昭和 年 月 日 日本銀行本店 印 (納入者)	
		受入内訳書	元 帳		

別紙 9

納入告知書		領収済通知書		領収証書	
第 号	(納入者)	第 号	(納入者)	第 号	(納入者)
昭和 年度		昭和 年度		昭和 年度	
資金運用部 特別会計	殿	資金運用部 特別会計		資金運用部 特別会計	
資金運用 収 入	運用利殖金収入 利子収入	資金運用 収 入	運用利殖金収入 利子収入	資金運用 収 入	運用利殖金収入 利子収入
大蔵省所管	大蔵省理財局	大蔵省所管	大蔵省理財局	大蔵省所管	大蔵省理財局
金	円	金	円	金	円
納付目的	貸付金利子	納付目的	貸付金利子	納付目的	貸付金利子
納付期限	昭和 年 月 日	納付期限	昭和 年 月 日	納付期限	昭和 年 月 日
納付場所	日本銀行本店	上記のとおり収納済ですから通知します。		上記のとおり領収しました。	
上記のとおり納付して下さい。		日本銀行本店 ㊤		昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日		歳入徴収官 大蔵省理財局長 殿		日本銀行本店 ㊤	
歳入徴収官大蔵省理財局長 ㊤		個別徴収簿	元 帳		

別紙 10

簡保積立金元利金払込書	
払込期日	昭和 年 月 日
口数及び 金額	元金
	利子
	違約金
払込場所	
上記のとおり払い込みます。	
昭和 年 月 日	
(納入者)	

領 取 書
金 円也
但し
上記金額確かに領取しました。
昭和 年 月 日
琉球政府行政主席 代理人 琉球政府東京事務所長
殿
歳入歳出外現金出納官吏 郵政省簡易保険局 郵政事務官 (氏名、印)

MEMORANDUM CONCERNING LOAN OF THE GOVERNMENT OF JAPAN
TO THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
FOR THE JAPANESE FISCAL YEAR OF 1969

1. (Purpose and Amount)

(1) For the purpose of contributing to the promotion and development of Okinawan industries and the improvement of the welfare of the inhabitants of the Ryukyu Islands, the competent Minister will make loans, in accordance with Article 2 of the Special Measures Act for Loans to the Government of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as the "GRI") for Industrial Promotion and Development in the Okinawa Area (Law Number 62, 1968), to the GRI from the Trust Fund Bureau Funds and Special Account Reserve Fund for Post Office Life Insurance and Post Office Annuities (hereinafter referred to as the "Post Office Life Insurance Reserve Fund") within the limit of an amount totalling ¥3,700,000,000, including ¥3,200,000,000, and ¥500,000,000 respectively, allocated for JFY 1969 (April 1, 1969 through March 31, 1970) mentioned in "IV. Aid Projects Executed through the Financing of the Industries Development Fund, etc. (hereinafter referred to as the "Aid Projects")" of "Annex 2" of the "Memorandum Concerning Items and Costs of Aid Projects of the Government of Japan to the Ryukyu Islands for the Japanese Fiscal Year of 1969" during a period from the date of coming into force of this Memorandum through March 31, 1970.

The amount allocated for the JFY 1970 (April 1, 1970 through March 31, 1971) Aid Projects will be loaned by the competent Minister

to the GRI during a period from April 1, 1970 through June 30, 1970, subject to the establishment of the Treasury Investment and Loan Program of the Government of Japan for this amount.

(2) In the present Memorandum, the competent Minister is the Minister of Finance of the Government of Japan (hereinafter referred to as the "Minister of Finance") for the matters concerning the Trust Fund Bureau Fund and is the Minister of Post and Telecommunications (hereinafter referred to as the "Minister of Post and Telecommunications") of the Government of Japan (for the Matters concerning the Post Office Life Insurance Reserve Fund).

2. (Designation of Currency)

The loan from the Trust Fund Bureau Fund and Post Office Life Insurance Reserve Fund through the competent Minister to the GRI (hereinafter referred to as the "loan") as well as redemption of the principal and payment of the interest (including indemnity in this case and hereinafter) of the borrowed money of the Trust Fund Bureau Fund and Post Office Life Insurance Reserve Fund from the GRI to the competent Minister (hereinafter referred to as the "borrowed money") will be made in the Japanese yen currency.

3. (Designation of Agent)

The GRI will designate the Chief of the Tokyo Liaison Office of the GRI as its agent, who will in Japan proper obtain the loan and make redemption of the principal and payment of interest.

4. (Acceptance of Loan and its Purpose)

The GRI, after funding the loan in the Special Account for the Industrial Investment (hereinafter referred to as the "Special Account"), will supply the money to such funds as

established for the promotion and development of agriculture, forestry, fishery, mining, manufacturing industry, and enterprises of small and medium scale, improvement of transportation and telecommunication facilities, and housing construction according to the following categories:

(Unit: Million Yen)

Borrower	For JFY 1969	For JFY 1970	Total
Central Bank for Agriculture, Forestry and Fisheries	150	120	270
Special Account for Fishing Vessel Building Fund	120	60	180
Special Account for Industrial Development Fund	1,080	360	1,440
People's Finance Corporation	250	250	500
Special Account for Postal and Telecommunications Services	80	30	110
Ryukyu Telegraph & Telephone Public Corporation	120	60	180
Special Account for Housing Construction Fund	1,900	720	2,620
Total	3,700	1,600	5,300

5. (Specified Account)

In order to deal with the loan the GRI will set up specified accounts in the Special Account.

6. (Project Plan and Fund Plan)

- (1) When the GRI wishes to apply for the initial loan, it will prepare in advance a Project Plan and Fund Plan for the Special Account of RFY 1970 (July 1, 1969 through June 30, 1970) and will seek the prior concurrence therein of the Director-General of the Prime Minister's Office of the Government of Japan (hereinafter referred to as "the Director-General of the Prime Minister's Office") through the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as "the USCAR"). In this case the above-mentioned Project Plan and Fund Plan will contain the estimated annual revenues, expenditures, and financial statements (a balance sheet and a statement of profit and loss) of the Special Account, the GRI Fiscal Investment and Loan Program as well as the estimated sum of the financial resources and operation programs of the Trust Fund Bureau Fund of the GRI (Hereinafter referred to as the "Ryukyu Trust Fund Bureau Fund") for RFY 1970.
- (2) The prior concurrence of the Director-General of the Prime Minister's Office sought in accordance with the above-mentioned provisions will apply only to a Project Plan and Fund Plan to be financed by the amount allocated for the JFY 1969 Aid Projects.

7. (Modification of Project Plan and Fund Plan)

When the GRI wishes to modify the Project Plan and Fund Plan concurred in by the Director-General of the Prime Minister's Office,

it will seek the prior concurrence therein of the Director-General of the Prime Minister's Office in the same manner as stipulated above. However, in case that the modification is of minor nature, no prior concurrence will be necessary.

8. (Application for Loan and Notice of Loaning)

- (1) In applying for a loan from the Japanese Trust Fund Bureau Fund or Post Office Life Insurance Reserve Fund, the GRI will submit to the competent Minister an application form for the loan, draft Loan Certificate, and a Project Plan and Fund Plan financed from the Special Account for the quarter of a year containing the scheduled date of the loan. In this case, the estimated sum of the financial resources and the operation programs of the Ryukyu Trust Fund Bureau Fund of the said quarter will be attached to the above-mentioned application.
- (2) When the competent Minister, after reviewing, considers it appropriate to approve the above-mentioned application, it will notify the GRI of necessary items such as the date and amount of the loan by the Accommodation Notice of the Japanese Trust Fund Bureau Fund loan or Post Office Life Insurance Reserve Fund loan.
- (3) The forms of application for a loan from the Japanese Trust Fund Bureau Fund or Post Office Life Insurance Reserve Fund and the Accommodation Notice will be as shown in Appendixes 1, 2, 3 and 4, respectively.

9. (Place of Loan Transfer, and that of Principal and Interest Redemption)

The transfer of the loan to the GRI as well as redemption of the principal and payment of the interest on the loan will be made at the Head Office of the Bank of Japan (hereinafter referred to as the "Designated Bank") in the case of a loan from Trust Fund Bureau Fund and will be at Post Office Life Insurance Bureau in the case of a loan from Post Office Life Insurance Reserve Fund.

10. (Method of Lending)

- (1) When the GRI receives money borrowed from Trust Fund Bureau Funds, it will submit the Japanese Trust Fund Bureau Fund Accommodation Notice and Loan Certificate to the Designated Bank. If the GRI receives money from Post Office Life Insurance Reserve Funds, it will submit the Post Office Life Insurance Reserve Fund Accommodation Notice, Loan Certificate and Loan Receipt to an official in charge of cash accounts not belonging to the annual revenues and expenditures of the Japanese Post Office Life Insurance Bureau.
- (2) The forms of the Trust Fund Bureau Fund Loan Certificate, Post Office Life Insurance Reserve Fund Loan Certificate and Post Office Life Insurance Reserve Fund Loan Receipt will be as shown in Appendixes 5, 6 and 7, respectively.
- (3) The competent Minister will take necessary measures to credit the sum of the loan to the Non-Resident Free Yen Account of the GRI when the transfer of the money is made through the Designated Bank or the Post Office Life Insurance Bureau.

11. (Carry-over of Loan)

Out of the sum allocated for the JFY 1969 Aid Projects, a portion which will not be borrowed by the GRI during JFY 1969 (April 1, 1969 through March 31, 1970) will, when needed, be carried over until 31 March 1971, subject to the approval of the competent Minister.

12. (Terms and Conditions of Loan)

- (1) Period of Loan: less than 20 years (including 1 year as the period of deferment)
- (2) Interest Rate: *6.5% per annum*
- (3) The principal will be redeemed in semiannual equal installments and the interest will be paid semiannually on the principal amount outstanding.

13. (Procedure for Redemption of Principal and Payment of Interest)

(1) When the GRI wishes to redeem the principal or pay the interest, it will pay to the Designated Bank in the case of the Japanese Trust Fund Bureau Fund loan and to the Post office Life Insurance Bureau in the case of Post Office Life Insurance Reserve Fund loan, with an appropriate document listed in the following table.

Classification of Payment (Principal or Interest)	Trust Fund Bureau Fund Loan	Post Office Life Insurance Reserve Fund Loan
When the GRI wishes to redeem principal.	Payment Bill of the Principal of Trust Fund Bureau Fund loan	Payment Bill of Principal and Interest of Post Office Life Insurance Reserve Fund loan
When the GRI wishes to pay interest.	Payment Notice	Ditto

(2) The forms of a Payment Bill of the Principal of the Trust Fund Bureau Fund Loan, a Payment Notice and a Payment Bill of the Principal and Interest of the Post Office Life Insurance Reserve Fund Loan will be as shown in Appendixes 8, 9 and 10, respectively.

14. (Indemnity)

When the GRI fails to redeem the principal or pay the interest (excluding the indemnity in *case of* this paragraph) by the designated date, it will pay to the competent Minister the indemnity, the amount of which will be computed at the rate of 0.028 *yen* per diem from the day following the designated date through the day of actual redemption or payment on the amount of the unredeemed principal or unpaid interest.

15. (Amendment of Rates of Interest and Indemnity)

The competent Minister is entitled to amend the agreed rates of interest and indemnity subject to changes in the monetary situation after the loan is made.

16. (Advanced Redemption)

- (1) The competent Minister is empowered to request an advanced redemption of the loan in full or part.
- (2) When the GRI ^{wishes} ~~wishes~~ to make a total or partial advanced redemption of the borrowed money, it will seek the prior concurrence of the competent Minister.

(3) When the GRI wishes to make an advanced redemption of a part of the outstanding principal, it will submit to the Designated Bank or the Post Office Life Insurance Bureau a revised Loan Certificate as designated by the competent Minister.

17. (Measures to Be Taken in Case of Misuse of Loan Fund)

(1) When the loan is granted by the GRI for other purposes than those provided for in Paragraph 4 above or is used for other project plans

than those concurred in by the Director-General of the Prime Minister's Office, the competent Minister may demand from the GRI an immediate advanced redemption of the loan equivalent to the misused amount.

(2) With respect to the advanced redemption as provided for in item (1) above, the procedures in item (3) of Paragraph 16 will apply.

18. (Inspection)

With regard to the matters concerning the loan, the competent Minister may, at any time, request the GRI to submit a report, or may dispatch the staff members to the Ryukyu Islands to conduct the necessary inspection in cooperation with the USCAR and the GRI.

19. (Report on Progress)

(1) The GRI will submit to the Minister of Finance and the Minister of Posts and Telecommunications through the USCAR and the Prime Minister's Office a report concerning the result of the loan within a period of six months from the end of the RFY 1970.

This report will contain a settled account report, fund operation report and financial statements (a balance sheet and a statement of profit and loss) of the Special Account as well as actual results both of the GRI Fiscal Investment and Loan Program and of the financial resources and operation programs of the Ryukyu Trust Fund Bureau Fund.

(2) When the GRI receives a loan, the GRI will report it immediately to both the Director-General of the Prime Minister's Office and the USCAR.

20. (Amendment to Memorandum)

Should an amendment to the provisions of the present Memorandum

become necessary, it may be decided on by agreement among the Minister of Finance, the Minister of Posts and Telecommunications, the Director-general of the Prime Minister's Office, the USCAR and the GRI.

21. (Validity of Memorandum)

This Memorandum will go into force when, after being duly signed by the four Directors below, the GRI has obtained the approval of the USCAR thereon as evidenced by the signature of the Chief of Administration of the USCAR.

SUPPLEMENT

(Details of Implementation of Memorandum)

Details which may be deemed necessary for the implementation of this Memorandum will be determined by agreement among the Minister of Finance, the Minister of Posts and Telecommunications, the Director-General of the Prime Minister's Office, the USCAR, and the GRI.

Director
Financial Bureau
Ministry of Finance
Government of Japan

Date: _____

Director
Post Office Life Insurance Bureau
Ministry of Posts and
Telecommunications
Government of Japan

Date: _____

Director
Special Areas Liaison Bureau
Prime Minister's Office
Government of Japan

Date: _____

Director
General Affairs Department
Government of the
Ryukyu Islands

Date: _____

Approved for
the High Commissioner:

Chief of Administration
United States Civil
Administration of the
Ryukyu Islands

Date: _____

Appendix 1

No.

Date:

APPLICATION FORM FOR
LONG-TERM LOAN OF THE TRUST FUND BUREAU FUND

To: Minister of Finance, Government of Japan

1. Amount: ¥
2. Purpose of the Loan:
3. Interest Rate: 6.5% per annum (The agreed rate of interest may be changed subject to the subsequent monetary situation)
4. Date of Loan:
5. Expiration Date of Deferment:
6. Date of Last Redemption:

The Request for an advanced redemption of the loan in full or part may, at any time, be initiated by the Minister of Finance at his convenience. When the GRI wishes to make a total or partial advanced redemption of the loan, it will seek the prior concurrence of the Minister of Finance.

7. Method and Rate of Redemption of Principal and Payment of Interest:

The principal and interest will be payable semiannually on _____ and on _____ in accordance with the Trust Fund Bureau Funds Loan amortization schedule set forth separately.

In case that any default in the performance of a total or partial redemption of the principal or payment of the interest occurs, the indemnity, the amount of which will be computed at the rate of 0.028% per diem from the day following the designated date of redemption or payment through the day of actual redemption or payment on the amount of the unredeemed principal or unpaid interest, will be paid. The rate of indemnity may be changed subject to the subsequent monetary situation.

8. Measure to be taken in case of Misuse of Loan Fund:

In case that the GRI uses the loan for other purpose than referred to in 2 above or other project plans than concurred in by the Director-General of the Prime Minister's Office, the advanced redemption of the loan equivalent to the misused amount may be demanded.

9. Place of Transfer of Loan: Head Office of the Bank of Japan

10. Number of Bond of Loan: No.

This is to state that the loan of the Trust Fund Bureau Funds is applied for in accordance with the above-mentioned terms and conditions.

Chief Executive Government of the Ryukyu Islands

Appendix 2

No.

Date:

APPLICATION FORM FOR
POST OFFICE LIFE INSURANCE RESERVE FUND LOAN

To: Minister of Posts and Telecommunications, Government of Japan

1. Amount: ¥
2. Purpose of the Loan:
3. Interest Rate: 6.5% per annum (The agreed rate of interest may be changed subject to the subsequent monetary situation)
4. Date of Loan:
5. Expiration Date of Deferment:
6. Date of Last Redemption:

The Request for an advanced redemption of the loan in full or part may, at any time, be initiated by the Minister of Posts and Telecommunications at his convenience. When the GRI wishes to make a total or partial advanced redemption of the loan, it will seek the prior concurrence of the Minister of Posts and Telecommunications.

7. Method and Rate of Redemption of Principal and Payment of Interest:

The principal and interest will be payable semiannually on _____ and on _____ in accordance with the Post Office Life Insurance Reserve Funds Loan amortization schedule set forth separately.

In case that any default in the performance of a total or partial redemption of the principal or payment of the interest occurs, the indemnity, the amount of which will be computed at the rate of 0.028% per diem from the day following the designated date of redemption or payment through the day of actual redemption or payment on the amount of the unredeemed principal or unpaid interest, will be paid. The rate of indemnity may be changed subject to the subsequent monetary situation.

8. Measure to be taken in case of Misuse of Loan Fund:

In case that the GRI uses the loan for other purpose than referred to in 2 above or other project plans than concurred in by the Director-General of the Prime Minister's Office, the advanced redemption of the loan equivalent to the misused amount may be demanded.

9. Place of Transfer of Loan: Post Office Life Insurance Bureau of Ministry of Posts and Telecommunication

10. Number of Bond of Loan: No.

This is to state that the loan of the Post Office Life Insurance Reserve Funds is applied for in accordance with the above-mentioned terms and conditions.

Chief Executive Government of the Ryukyu Islands

Appendix 3
(Front Page)

NOTICE OF THE TRUST FUND BUREAU FUND

To: Chief Executive, Government of the Ryukyu Islands

Date and Number of Document:

Amount of Loan:

Date of Loaning:

Year of Loan Fund:

Name of Fund: Trust Fund Bureau Funds

Number of Certificate of Loan:

Interest Rate: 6.5% per annum

Maturity:

Designated Bank: Head Office, Bank of Japan

Since the loan of the Trust Fund Bureau Funds is granted as above, it is requested that the necessary procedure be taken by taking into account the matters described on the reverse of this form.

Director, Financial Bureau
Ministry of Finance
Government of Japan

Appendix 3
(Reverse)

1. It is requested that a special attention be paid in making a correct Loan Certificate, since the loan is approved by modifying the following items (except for those described on the front page) written on the application form.
2. In receiving the loan funds, it is requested that the ^{recipient} recipient submit to the Designated Bank this Accommodation Notice together with the Certificate of the Trust Fund Loan.

Appendix 4
(Front Page)

NOTICE OF THE POST OFFICE LIFE INSURANCE RESERVE FUND LOAN

To: Chief Executive, Government of the Ryukyu Islands

Date and Number of Document:

Amount of Loan:

Date of Loaning:

Year of Loan Fund:

Name of Fund: Post Office Life Insurance Reserve Funds

Number of Certificate of Loan:

^{Interest}
Interest Rate: 6.5% per annum

Maturity:

Place of Loan Transfer; Post Office Life Insurance Bureau,
Ministry of Posts and Telecommunications

Since the loan of the Post Office Life Insurance Reserve Funds is granted as above, it is requested that the necessary procedure be taken by taking into account the matters described on the reverse of this form.

Director, Post Office Life Insurance
Bureau
Ministry of Posts and Telecommunications
Government of Japan

Appendix 4
(Reverse)

1. It is requested that a special attention be paid in making a correct Loan Certificate, since the loan is approved by modifying the following items (except for those described on the front page) written on the application form.

2. In receiving the loan funds, it is requested that the recipient submit to an Official in Charge of Cash Accounts not Belonging to the Annual ~~Revenues~~ ^{Revenues} or Expenditures this Accommodation Notice together with the Certificate of the Trust Fund Loan.

Appendix 5

No.

Date:

LOAN CERTIFICATE

To: Minister of Finance

Government of Japan

¥ _____

This is to confirm that I have borrowed the Trust Fund Bureau Funds in the abovementioned sum under the terms and conditions hereunder:

I promise to follow these terms and conditions and to redeem the principal and pay the interest of the loan by the designated date.

Further, I admit that the Financial Bureau of the Ministry of Finance is free to conduct the inspection or to request the report concerning this loan.

1. Purpose of the Loan:

2. Interest Rate: 6.5% per annum

The agreed rate of interest may be changed subject to the subsequent monetary situation.

3. Date of Deferment:

4. Date of Last Redemption:

The Request for a total or partial advanced redemption of the loan may, at any time, be initiated by the Minister of

Finance at his convenience.

When the GRI wishes to make a total or partial advanced redemption of the loan, it will seek the prior concurrence of the Finance.

5. Method and Date of Redemption of Principal and Payment of Interest:

The principal and interest will be payable semiannually on _____ and on _____ in accordance with the Trust Fund Bureau Fund Loan amortisation schedule set forth separately.

Any failure to repay either the total or a part of the principal will result in an indemnity, the amount of which will be computed at the rate of 0.028% per diem on the amount of the unredeemed principal or unpaid interest from the day following the designated date of Redemption or Payment through the day of actual redemption or payment. The rate of indemnity may be changed subject to the subsequent monetary *situation.*

6. Measure to be taken in case of Misuse of Loan Fund:

In case that the GRI uses the loan for other purposes referred to in 1. above or other project plans than concurred in by the Director-General of the Prime Minister's Office, the advanced redemption of the loan equivalent to the misused amount may be demanded.

7

Place of Transfer of the principal and interest:
Head Office of the Bank of Japan

Chief Executive
Government of the
Ryukyu Islands

No. _____

Date: _____

LOAN CERTIFICATE

To: Minister of Post and Telecommunications
Government of Japan

This is to confirm that I have borrowed the Post Office Life Insurance Reserve Funds in the abovementioned sum under the terms and conditions hereunder:

I promise to follow these terms and conditions and to redeem the principal and pay the interest of the loan by the designated date.

Further, I admit that the ^{Post Office Life Insurance Trust} ~~Financial Bureau of the Ministry of Finance~~ is free to conduct the inspection or to request the report concerning this loan.

1. Purpose of the Loan:

2. Interest Rate: 6.5% per annum

The agreed rate of interest may be changed subject to the subsequent monetary situation.

3. Date of Deferment:

4. Date of Last Redemption:

The Request for a total or partial advanced redemption of the loan may, at any time, be initiated by the Minister of

Post and Telecommunications at his convenience.

When the GRI wishes to make a total or partial advanced redemption of the loan, it will seek the prior concurrence of the Minister of Post and Telecommunications.

5. Method and Date of Redemption of Principal and Payment of Interest:

The principal and interest will be payable semiannually on _____ and on _____ in accordance with the Post Office Life Insurance Reserve Fund Loan amortisation schedule set forth separately.

Any failure to repay either the total or a part of the principal will result in an indemnity, the amount of which will be computed at the rate of 0.028% per diem on the amount of the unredeemed principal or unpaid interest from the day following the designated date of Redemption or Payment through the day of actual redemption or payment. The rate of indemnity may be changed subject to the subsequent monetary situation.

6. Measure to be taken in case of Misuse of Loan Fund:

In case that the GRI uses the loan for other purposes referred to in 1 above or other project plans than concurred in by the Director-General of the Prime Minister's Office, the advanced redemption of the loan equivalent to the misused amount may be demanded.

7. Place of Transfer of the principal and interest:
Post Office Life Insurance Bureau of the Ministry of Posts
and Telecommunications

Chief Executive
Government of the
Ryukyu Islands

Appendix 7

RECEIPT FOR POST OFFICE LIFE INSURANCE
RESERVE FUND LOAN

Date: _____

To:

Official in Charge of Cash Accounts not Belonging to the Annual
Revenues and Expenditures Administrative official of the Ministry of
Post and Telecommunications

It is hereby stated that the above sum has been received as a
part of Post Office Life Insurance Reserve Fund Loan amounting to
_____ yen in Japanese currency.

Chief Executive
Government of the Ryukyu Islands

Appendix 8-1

PAYMENT BILL OF THE PRINCIPAL
OF THE TRUST FUND BUREAU FUND LOAN

Date: _____

To: (Payer) _____

It is hereby stated that the redemption of the loan has been made as follows:

Date of Redemption:

Amount of Redemption:

Number of Units:

Loan Fund Classification: Trust Fund Loan of the Trust Fund Bureau Funds

Designated Bank: Head Office, Bank of Japan

Authority Concerned: Financial Bureau, Ministry of Finance

Appendix 8-2

NOTICE OF RECEIPT OF THE PRINCIPAL
OF THE TRUST FUND BUREAU FUND LOAN

Date: _____

Director
Finance Bureau
Ministry of Finance

It is hereby acknowledged that the following sum has been received:

Date of Redemption:

Amount of Redemption:

Number of Units:

Loan Fund Classification: Trust Fund Loan of the Trust Fund Bureau Funds

Designated Bank: Head Office, Bank of Japan

Authority Concerned: Financial Bureau, Ministry of Finance

Payer:

Head Office, Bank of Japan

Statement of Received Items: Ledger:

Appendix 8-3

RECEIPT FOR PAYMENT

Date: _____

To: (Payer) _____

It is hereby acknowledged that the following sum has been received:

Date of Redemption: _____

Amount of Redemption: _____

Number of Units: _____

Loan Fund Classification: Trust Fund Loan of the Trust Fund Bureau Funds

Designated Bank: Head Office, Bank of Japan

Authority Concerned: Financial Bureau, Ministry of Finance

Head Office, Bank of Japan

Appendix 9-1

PAYMENT NOTICE

Date: _____

To: (Payer) _____

It is hereby requested that the following sum be paid:

No. _____ JPY: _____

Account: Special Account of the Trust Fund Bureau

Kind of Revenue: Revenue from the Trust Fund

Kind of Operation: Loan Operation

Kind of Income: Interest

Authority Concerned: Financial Bureau, Ministry of Finance

Amount: ¥ _____

Purpose of Payment: Interest of the Loan

Expiration Date of Payment: _____

Place of Payment: Head Office, Bank of Japan

Revenue Collector
Director of Financial Bureau
Ministry of Finance

Appendix 9-2

NOTICE OF RECEIPT

Date: _____

Revenue Collector
Director of Financial Bureau
Ministry of Finance

It is hereby acknowledged that the following sum has been received:

Payer: _____

No. _____ JPY: _____

Account: Special Account of the Trust Fund Bureau

Kind of Revenue: Revenue from the Trust Fund

Kind of Operation: Loan Operation

Kind of Income: Interest

Authority Concerned: Financial Bureau, Ministry of Finance

Amount: ¥ _____

Purpose of Payment: Interest of the Loan

Expiration Date of Payment: _____

Head Office, Bank of Japan

Appendix 9-3

RECEIPT FOR PAYMENT

Date: _____

To: (Payer) _____

It is hereby acknowledged that the following sum has been received:

No. _____ JPY: _____

Account: Special Account of the Trust Fund Bureau

Kind of Revenue: Revenue from the Trust Fund

Kind of Operation: Loan Operation

Kind of Income: Interest

Authority Concerned: Financial Bureau, Ministry of Finance

Account: ¥ _____

Purpose of Payment: Interest of the Loan

Expiration Date of Payment: _____

Head Office, Bank of Japan

27 27

Appendix 10-1

PAYMENT BILL OF THE PRINCIPAL AND INTEREST OF THE
POST OFFICE LIFE INSURANCE RESERVE FUNDS LOAN

Date: _____

To: (Payer)

It is hereby stated that the redemption of the principal of and the payment of the interest of the loan have been made as follows:

Date of Redemption and Payment:

Number of Units and Amount of Redemption and Payment:

Principal

Interest

Indemnity

Place of Redemption and Payment:

Appendix 10-2

RECEIPT FOR PAYMENT

Date: _____

To:

Chief Executive
Government of the
Ryukyu Islands

It is hereby acknowledged that the following sum has been received.
Amount of Payment:

Official in Charge of Cash Account
not Belonging to the Annual Revenues
and Expenditures

Administrative Official of Post Office
Life Insurance Bureau, Ministry of
Posts and Telecommunications

秘密表示(未印)

70

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	✓	✓	✓
付	✓	278	
額			

発送日 昭和44年12月19日
 処理日
 発信 小 タイプ 押 印

文書課長 公 信 案 (分類)

公信番号 米北1 第 701 号 公信日付 昭和 44年 12月 18日

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	起案 昭和44年12月16日 起案者 吉川 電話番号 KKJ
---	-------------------------------	-----------------------------------

協議先

受信者 総理府特別地域連絡局長 / 発信者 アメリカ局長

写送付先 (希望発送日) 月 日

件名 昭和44会計年度における日本国政府の琉球政府に対する資金の貸付に関する覚書について

GA-2 18 外務省 58 回覧番号 4043

覚書は本館手続の必要上、特選局に在京米大使館より直接入手(タリ)

昭和44会計年度における日本国政府の琉球政府に対する資金の貸付に関する覚書について
 11月18日付貴信總特決3917号に於て
 依頼に於ては本件覚書に琉球政府及び米国民政府担当官の署名取付方に用い
 るべきに当省の在京米大使館に要請
 したるに、(別添1/12月5日付千葉アメリカ領北米才一課長発ラテ)

GA-4 外務省

在京米國大使館參事官^名の書簡(寫),
今般向大使館の關係担当者署名上
取付けの旨通報越すこと、電書了部
に送送(2312) (別添2. 12月15日付)
ラテ参事官発千華課長^名の書簡(寫),
ここに添付し奉る。

付属添付

別添 /

Tokyo, December 5, 1969

Dear Mr. Lande,

I am forwarding herewith five copies each in English and Japanese of "Memorandum concerning Loan of the Government of Japan to the Government of the Ryukyu Islands for the Japanese Fiscal Year of 1969" signed by the officials concerned of the Japanese Government.

It is requested that these documents be transmitted to the USCAR and the GRI for the necessary signatures.

Sincerely yours,

Kazuo Chiba
Head,
delete North America Division,
North American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Mr. Peter W. Lande,
Acting Counselor for Economic
and Commercial Affairs,
Embassy of the United States
of America,
Tokyo.

Tokyo, December 5, 1969

Dear Mr. Lande,

I am forwarding herewith ~~three~~ ^{five} copies
each in English and Japanese of "Memo-
randum concerning Loan of the Government
of Japan to the Government of the
Ryukyu Islands for the Japanese Fiscal
Year of 1969" signed by the officials
concerned of the Japanese Government.

It is requested that these documents

be transmitted immediately to the

GA-6

外務省

USCAR and the GR.1 for the necessary
signatures.

Sincerely yours,

Kazuo Chiba

Head,

North America Division,
North American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Mr. Peter W. Lande

Acting Counselor for Economic
and Commercial Affairs,
Embassy of the United States
of America,
Tokyo.

GA-6

外務省



EMBASSY
OF THE
UNITED STATES OF AMERICA

Tokyo, Japan

北米才一課長

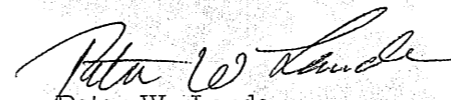
December 15, 1969

Mr. Kazuo Chiba, Head
North American Division
North American Affairs Bureau
Ministry of Foreign Affairs
Tokyo, Japan

Dear Mr. Chiba:

In response to your letter of December 5, 1969, the Embassy has obtained the necessary signatures of the GRI and USCAR to the "Memorandum Concerning Loan of the Government of Japan to the Government of the Ryukyu Islands for the Japanese Fiscal Year of 1969." We are returning herewith three signed copies of both the English and Japanese texts.

Sincerely yours,


Peter W. Lande
Acting Economic Counselor

Enclosure: a/s



送付 3 冊 特選司 担当 宛 (印) 櫻井 事務 課 宛 (印) 西 岡 課 宛 (印) 田 中 課 宛 (印) 12/15

12/15
ヨリ

昭和44会計年度における日本国政府の琉球政府に対する資金の貸付けに関する覚書

1 目的及び金額

- ① 沖縄地域における産業の振興開発及びその住民の福祉の向上に寄与するため、主務大臣は、沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法(昭和43年法律第62号)第2条の規定に基づき、「昭和44会計年度における日本国政府の琉球諸島に対する援助計画の項目及び金額に関する覚書」附表2の4 産業開発資金等融資による援助計画(以下「援助計画」という。)に昭和44会計年度(昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで。以下同じ。)計画分として掲げる3,700百万円の金額の範囲内においてこの覚書が効力を発した日から昭和45年3月31日までの間に資金運用部資金3,200百万円以内、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金(以下「簡保積立金」という。)500百万円以内を琉球政府に貸し付けるものとする。

なお、援助計画に昭和45会計年度(昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで。)計画分として掲げる金額は、その金額について日本国政府の財政投融资計画が

策定されることを条件として、昭和45年4月1日から同年6月30日までの間に、主務大臣から琉球政府に貸し付けられることが予定される。

- ② 本覚書において主務大臣とは、資金運用部資金に係るものについては日本国政府大蔵大臣(以下「大蔵大臣」という。)、簡保積立金に係るものについては日本国政府郵政大臣(以下「郵政大臣」という。)をいう。

2 通貨の指定

主務大臣の、琉球政府に対する資金運用部又は簡保積立金からの貸付金(以下「貸付金」という。)の交付並びに琉球政府の、資金運用部又は簡保積立金からの借入金(以下「借入金」という。)に係る元金の償還及び利子(違約金を含む。以下同じ。)の支払いは、日本国通貨をもつて行なうものとする。

3 代理人の指定

琉球政府は、借入金の借入れ並びに借入金に係る元金の償還及び利子の支払いについて、琉球政府東京事務所長をその代理人として、日本国内においてこれを行なうものとする。

4 貸付金の受入れ及び使途

琉球政府は、貸付金をその産業投資特別会計(以下「特別

会計」という。)に受入れた後、農林漁業の振興に必要な資金、鉱工業の振興開発に必要な資金、中小企業振興に必要な資金、運輸通信施設の整備に必要な資金及び住宅の建設に必要な資金に充てるため、次に掲げる区分に従って貸し付けるものとする。

(単位 百万円)

貸付先	44年度 計画分	45年度 計画分	計
農林漁業中央金庫	150	120	270
漁船建造資金融通特別会計	120	60	180
産業開発資金融通特別会計	1,080	360	1,440
大衆金融公庫	250	250	500
郵政事業特別会計	80	30	110
琉球電信電話公社	120	60	180
住宅建設資金融通特別会計	1,900	720	2,620
計	3,700	1,600	5,300

5 区分経理

琉球政府は、借入金に係る部分については、特別会計において特別勘定を設け、区分経理するものとする。

6 事業計画及び資金計画

① 琉球政府は、最初の借入金の申込みを行なうときは、あ

らかじめ1970会計年度(1969年7月1日から1970年6月30日まで。以下同じ。)の特別会計の事業計画及び資金計画を作成し、琉球諸島米国民政府(以下「米国民政府」という。)を通じ、日本国政府総理府総務長官(以下「総務長官」という。)の同意を求めるものとする。この場合は、1970会計年度の特別会計の歳入歳出予算及び予定財務諸表(予定貸借対照表及び予定損益計算書をいう。)、琉球政府の財政投融资計画並びに琉球政府の資金運用部資金(以下「琉球運用部資金」という。)の原資見込み及び運用計画表を添付するものとする。

② 総務長官は、あらかじめ同意を求められたときは、援助計画の昭和44会計年度計画の金額に係る事業計画及び資金計画に対してのみ同意するものとする。

7 事業計画及び資金計画の変更

琉球政府は、総務長官の同意を得た特別会計の事業計画及び資金計画を変更しようとするときは、前項に準ずる方法により、あらかじめ総務長官に同意を求めなければならない。ただし、その変更が軽微なものである場合は、これを省略することができる。

8 借入金の申込み及び貸付けの通知

① 琉球政府は、借入金の借入れの申込みを行なう場合には、資金運用部資金借入申込書又は簡保積立金借入申込書、資金運用部資金借用証書の案又は簡保積立金借用証書の案並びに借入れを予定する日の属する四半期の特別会計の事業計画及び資金計画を主務大臣に提出するものとする。この場合には、当該四半期の琉球運用部資金の原資見込み及び運用計画表を添付するものとする。

② 主務大臣は、前記申込みを検討のうえ、貸付けを適当と認める場合には、資金運用部資金融通通知書又は簡保積立金融通通知書により貸付年月日、貸付金額その他必要な事項を琉球政府に通知するものとする。

③ 資金運用部資金借入申込書、簡保積立金借入申込書、資金運用部資金融通通知書及び簡保積立金融通通知書の書式はそれぞれ別紙1, 2, 3及び4とする。

9 貸付金の交付及び元利金支払いの場所

貸付金の交付場所並びに借入金に係る元金の償還及び利子の支払いの場所は、当該貸付金及び借入金が資金運用部資金であるときは日本銀行本店、簡保積立金であるときは郵政省簡易保険局とする。

10 貸付けの方法

① 琉球政府は、資金運用部資金を借入れる場合は日本銀行本店に資金運用部資金融通通知書を提示し、資金運用部資金借用証書を提出して資金の交付を受けるものとし、簡保積立金を借入れる場合は郵政省簡易保険局歳入歳出外現金出納官吏に簡保積立金融通通知書を提示し、簡保積立金借用証書及び簡保積立金借入金領収書を提出して資金の交付を受けるものとする。

② 資金運用部資金借用証書、簡保積立金借用証書及び簡保積立金借入金領収書の書式はそれぞれ別紙5, 6及び7とする。

③ 主務大臣は、日本銀行本店又は郵政省簡易保険局において資金の交付を行なう場合、琉球政府の非居住者自由円勘定に貸記する方法がとられるよう措置するものとする。

11 借入れの繰越

琉球政府は、援助計画の昭和44会計年度計画分に係る金額のうち、昭和45年3月31日までに借入れを行なわなかつた金額について必要がある場合には、主務大臣の承認を得て昭和46年3月31日までの間に借入れを行なうことができる。

12 貸付条件

- ① 貸付期間 20年以内(うち1年以内の据置期間を含む。)とする。
- ② 貸付利率 年6分5厘とする。
- ③ 支払方法 元金は半年賦均等償還とし、利子は半年毎に未償還元本に応じて支払うものとする。

13 元金金の支払手続

- ① 琉球政府が元金の償還、利子の支払いをしようとするときは、次に掲げる書類を添えて当該借入金が資金運用部資金であるときは日本銀行本店に、簡保積立金であるときは郵政省簡易保険局に払い込むものとする。

元金及び利子の別	資金運用部資金	簡保積立金
元金の償還をしようとするとき。	資金運用部貸付金 元金払込書	簡保積立金元利金 払込書
利子の支払いをしようとするとき。	納入告知書	同上

- ② 資金運用部貸付金元金払込書、納入告知書及び簡保積立金元利金払込書の書式はそれぞれ別紙8, 9及び10とする。

14 違約金

琉球政府は、借入金について所定の期日までに元金の償還又は利子(本項において違約金を除く。)の支払いをしなかつたときは、当該償還又は支払いをしなかつた元金又は利子の金額につき当該期日の翌日から起算して償還又は支払いをした日までの日数に応じ、日歩2銭8厘の割合により算定して得た金額を違約金として主務大臣に支払うものとする。

15 利率等の改訂

主務大臣は、貸付金を貸し付けた後において金融情勢の変動に応じ、利率及び違約金の割合を改訂することができる。

16 繰上償還

- ① 主務大臣は、貸付金の全部又は一部について繰上償還を求めることができる。
- ② 琉球政府は、借入金の全部又は一部について繰上償還をしようとするときは、あらかじめ主務大臣の同意を受けるものとする。
- ③ 琉球政府は、繰上償還をしようとする金額が借入金の一部であるときは、主務大臣が指定する追証書を日本銀行本店又は郵政省簡易保険局に提出しなければならない。

17 目的外使用等の場合の措置

- ① 主務大臣は、琉球政府が借入金を第4項に掲げる貸付先

以外に貸付けし、又は総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付けに使用した場合は、直ちに琉球政府に対し当該金額に相当する貸付金の繰上償還を求めることができる。

② 前号の規定による繰上償還については、前項第3号の規定を準用するものとする。

18 調査及び報告

主務大臣は、貸付金に関する事項について、随時、琉球政府に対して報告を求め、又は、米国民政府及び琉球政府の協力を得て必要な調査を行なうため、その職員を沖縄地域に派遣することができるものとする。

19 融資実績等の報告

① 琉球政府は、1970会計年度の終了後6ヶ月以内に借入金に係る融資実績の報告書を米国民政府、日本国政府総理府を通じ、大蔵大臣及び郵政大臣に提出する。

なお、この場合、特別会計の決算書、資金収支の実績及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書をいう。）、琉球政府の財政投融資計画の実績表並びに琉球運用部資金の原資及び運用の実績表を添付するものとする。

② 琉球政府は、借入金の借入れを行なつたときは、直ちにその旨を総務長官及び米国民政府に報告するものとする。

20 覚書の修正

この覚書の規定は、大蔵大臣、郵政大臣、総務長官、米国民政府及び琉球政府の合意によつて修正することができる。

21 覚書の効力

この覚書は、下記の四者のすべてが署名を終え且つ琉球政府の署名についての米国民政府の承認が米国民政府総務部長の署名により与えられた日に効力を発する。

附 則

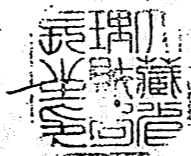
この覚書の実施のために必要と認められる細目については、大蔵大臣、郵政大臣、総務長官、米国民政府及び琉球政府の合意により定めるものとする。

昭和44年12月5日

日本国政府

大蔵省理財局長

岩尾



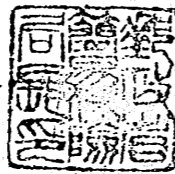
昭和44年12月5日

昭和44年12月12日

日本国政府

郵政省簡易保険局長

上原



高等弁務官に代つて承認する。

昭和44年12月5日

昭和 年 月 日

DEC 12 1969

日本国政府

総理府特別地域連絡

山野孝吉



米国民政府総務部長

W. L. Conner

別紙 /

第 号
昭和 年 月 日

日本国政府大蔵大臣 殿

琉球政府行政主席

資金運用部長期資金借入申込書

- 1. 金額 金 円也
- 2. 用途
- 3. 利率 年6分5厘
ただし約定利率は、金融情勢に応じ改訂せられても差支えない。
- 4. 借入期日 昭和 年 月 日
- 5. 据置期日 昭和 年 月 日
- 6. 最終償還期日 昭和 年 月 日
ただし、大蔵大臣の都合により全部又は一部の繰上償還を求められても差支えなく、琉球政府の都合により全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の同意を受ける。

7. 元利金の支払方法及び期日

元利金の支払方法は、毎年 月 日及び 月 日に別に定める資金運用部資金借入金償還年次表による。ただし、元利金の支払期日に元利金の全部または一部の支払いをしなかつた場合には、延滞元利金につき支払期日の翌日から起算して支払当日まで日歩2銭8厘の割合により違約金を支払う。

なお、違約金の割合は金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

8. 目的外使用等の場合の措置

琉球政府が、借入金を前記2に掲げる用途以外に使用し、又は、あらかじめ、総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付けに使用した場合は、当該金額に相当する借入金の繰上償還を求められても差支えない。

9. 資金の交付を受ける場所

日本銀行本店

10. 借用証書の記番号

第 号

以上の条件により資金運用部資金の借入申込みをする。

別紙 2

第 号
昭和 年 月 日

日本国政府 郵政大臣 殿

琉球政府 行政主席

簡保積立金借入申込書

- 1. 金額 金 円也
- 2. 用途
- 3. 利率 年6分5厘
ただし約定利率は、金融情勢に応じ改訂せられても差支えない。
- 4. 借入期日 昭和 年 月 日
- 5. 据置期日 昭和 年 月 日
- 6. 最終償還期日 昭和 年 月 日
ただし、郵政大臣の都合により全部又は一部の繰上償還を求められても差支えなく、琉球政府の都合により全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、あらかじめ郵政大臣の同意を受ける。

7. 元利金の支払方法及び期日

元利金の支払方法は、毎年 月 日及び 月 日に別に定める簡保積立金借入金償還年次表による。
ただし、元利金の支払期日に元利金の全部又は一部の支払いをしなかつた場合には、延滞元利金につき支払期日の翌日から起算して支払当日まで日歩2銭5厘の割合により違約金を支払う。
なお、違約金の割合は金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

8. 目的外使用等の場合の措置

琉球政府が、借入金を前記2に掲げる用途以外に使用し、又は、あらかじめ、総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付けに使用した場合は、当該金額に相当する借入金の繰上償還を求められても差支えない。

9. 資金の交付を受ける場所

郵政省簡易保険局

10. 借用証書の記番号

第 号

以上の条件により簡保積立金の借入申込みをする。

別紙3

表面

資金運用部資金融通通知書	
文書日付及び番号	昭和 年 月 日第 号
貸付金額	円
貸付年月日	昭和 年 月 日
資金年度	昭和 年度
資金名	資金運用部資金
借用証書の記番号	第 号
利率	年 6 分 5 厘
償還期限	昭和 年 月 日
指定店	日本銀行本店
上記のとおり資金運用部資金を融通することとしたので、 裏面記載事項を了知のうえ借入れの手続をされたい。	
琉球政府行政主席 殿	
日本国政府大蔵省理財局長	

裏面

1. 借入申込書に記載された事項のうち、下記の事項（表面に掲げた事項を除く。）を変更して貸し付けることとしたので借用証書の作成にあたっては相違のないよう留意すること。
2. 資金の融通を受けるときは、この通知書を借用証書とともに指定店に提出すること。

別紙 4
表面

簡保積立金融通通知書	
文書日付及び番号	昭和 年 月 日第 号
貸付金額	円
貸付年月日	昭和 年 月 日
資金年度	昭和 年度
資金名	簡保積立金
借用証書の記番号	第 号
利率	年 6 分 5 厘
償還期限	昭和 年 月 日
貸付金交付場所	郵政省簡易保険局
上記のとおり簡保積立金を融通することとしたので、裏面記載事項を了知のうえ借入れの手続をされたい。	
琉球政府行政主席 殿	
日本国政府郵政省簡易保険局長	

裏面

1. 借入申込書に記載された事項のうち、下記の事項（表面に掲げた事項を除く。）を変更して貸し付けることとしたので借用証書の作成にあたっては相違のないよう留意すること。
2. 資金の融通を受けるときは、この通知書を借用証書とともに郵政省簡易保険局歳入歳出外現金出納官吏に提出すること。

別紙 5

第 号

昭和 年 月 日

日本国政府大蔵大臣 殿

琉球政府行政主席

資金運用部資金借用証書

金 円也

本日上記金額の資金運用部資金を下記条件をもつて借用した。
については借入条件を堅く守り元利金は期日に相違なく支払う。
なお、本資金については、大蔵省理財局から随時調査を受け又は報告を求められても差支えない。

1. 資金の用途

2. 利 率 年6分5厘

ただし約定利率は、金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

3. 据置期日 昭和 年 月 日

4. 最終償還期日 昭和 年 月 日

ただし、大蔵大臣の都合により全部又は一部の繰上償還を求められても差支えない。

5. 元利金の支払方法及び期日

く、琉球政府の都合により全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の同意を受ける。

元利金の支払方法は毎年 月 日及び 月 日に別に定める資金運用部資金借入金償還年次表による。

ただし、元利金の支払期日に元利金の全部又は一部の支払いをしなかつた場合においては、延滞元利金に対して支払期日の翌日から起算して支払当日まで日歩2銭5厘の割合により違約金を支払う。

なお、違約金の割合は金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

6. 目的外使用等の場合の措置

この借入金を前記1に掲げる用途以外に使用し又は、あらかじめ、総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付に使用した場合は、当該金額に相当する借入金の繰上償還を求められても差支えない。

7. 元利金の支払場所

日本銀行本店

別紙 6

第 号
昭和 年 月 日

日本国政府郵政大臣 殿

琉球政府行政主席

簡保積立金借用証書

金 円也

本日上記金額の簡保積立金を下記条件をもつて借用した。

ついては借入条件を堅く守り元利金は期日に相違なく支払う。

なお、本資金については、郵政省簡易保険局から随時調査を受け
又は報告を求められても差支えない。

1. 資金の用途

2. 利 率

年 6 分 5 厘

ただし約定利率は、金融情勢に応じて改訂
せられても差支えない。

3. 据置期日

昭和 年 月 日

4. 最終償還期日

昭和 年 月 日

ただし、郵政大臣の都合により全部又は一
部の繰上償還を求められても差支えなく、

琉球政府の都合により全部又は一部の繰上
償還をしようとするときは、あらかじめ、
郵政大臣の同意を受ける。

5. 元利金の支払
方法及び期日

元利金の支払方法は毎年 月 日及び
月 日に別に定める簡保積立金借入
金償還年次表による。

ただし、元利金の支払期日に元利金の全部
又は一部の支払いをしなかつた場合におい
ては、延滞元利金に対して支払期日の翌日
から起算して支払当日まで日歩 2 銭 8 厘の
割合により違約金を支払う。

なお、違約金の割合は金融情勢に応じて改
訂せられても差支えない。

6. 目的外使用等
の場合の措置

この借入金を前記 1 に掲げる用途以外に使用
し又は、あらかじめ、総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付に使用した場合は、当該金額に相当する借入金の繰上償還を求められても差支えない。

7. 元利金の支払
場所

郵政省簡易保険局

簡保積立金借入金領収書

金 円也

簡保積立金借入金として、上記金額を領
収しました。

昭和 年 月 日

歳入歳出外現金出納官吏

郵政省簡易保険局

郵政事務官 殿

琉球政府行政主席

代理人

琉球政府東京事務所長

(氏名、印)

別紙 8

資金運用部貸付金元金払込書		資金運用部貸付金元金受入済通知書		領 収 証 書	
払込期日	昭和 年 月 日	払込期日	昭和 年 月 日	払込月日	昭和 年 月 日
償還金額	円	償還金額	円	償還金額	円
口 数	口	口 数	口	口 数	口
受入科目	資金運用部資金.資金運用部貸付金	受入科目	資金運用部資金.資金運用部貸付金	受入科目	資金運用部資金.資金運用部貸付金
指定店	日本銀行本店	指定店	日本銀行本店	指定店	日本銀行本店
取扱庁	大蔵省理財局	取扱庁	大蔵省理財局	取扱庁	大蔵省理財局
<p>上記のとおり払い込みます。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>(納入者)</p>		納入者	<p>上記のとおり領収しました。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>日本銀行本店 ㊤</p> <p>(納入者)</p> <p>殿</p>		
		<p>上記のとおり受入済ですから通知します。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>日本銀行本店 ㊤</p> <p>大蔵省理財局長 殿</p>			
		受入内訳書	元 帳		

別紙7

納入告知書		領収済通知書		領収証書	
第 号	(納入者)	第 号	(納入者)	第 号	(納入者)
昭和 年度		昭和 年度		昭和 年度	
資金運用部 特別会計	殿	資金運用部 特別会計		資金運用部 特別会計	
資金運用 収入	運用利殖金収入 利子収入	資金運用 収入	運用利殖金収入 利子収入	資金運用 収入	運用利殖金収入 利子収入
大蔵省所管	大蔵省理財局	大蔵省所管	大蔵省理財局	大蔵省所管	大蔵省理財局
金	円	金	円	金	円
納付目的	貸付金利子	納付目的	貸付金利子	納付目的	貸付金利子
納付期限	昭和 年 月 日	納付期限	昭和 年 月 日	納付期限	昭和 年 月 日
納付場所	日本銀行本店	上記のとおり収納済ですから通知します。		上記のとおり領収しました。	
上記のとおり納付して下さい。		日本銀行本店 ㊤		昭和 年 月 日	
昭和 年 月 日		歳入徴収官 大蔵省理財局長 殿		日本銀行本店 ㊤	
歳入徴収官大蔵省理財局長 ㊤		個別徴収簿 元 帳			

別紙10

簡保積立金元利金払込書	
払込期日	昭和 年 月 日
口数及 び金額	元金
	利子
	違約金
払込場所	
上記のとおり払い込みます。	
昭和 年 月 日	
(納入者)	

領 収 書	
金	円也
但し	
上記金額確かに領収しました。	
昭和 年 月 日	
琉球政府行政主席 代理人 琉球政府東京事務所長	
殿	
歳入歳出外現金出納官吏 郵政省簡易保険局	
郵政事務官 (氏名、印)	

昭和44会計年度における日本国政府の琉球政府に対する資金の貸付けに関する覚書

1 目的及び金額

① 沖縄地域における産業の振興開発及びその住民の福祉の向上に寄与するため、主務大臣は、沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法(昭和43年法律第62号)第2条の規定に基づき、「昭和44会計年度における日本国政府の琉球諸島に対する援助計画の項目及び金額に関する覚書」附表2の4産業開発資金等融資による援助計画(以下「援助計画」という。)に昭和44会計年度(昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで。以下同じ。)計画分として掲げる3,700百万円の金額の範囲内においてこの覚書が効力を発した日から昭和45年3月31日までの間に資金運用部資金3,200百万円以内、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金(以下「簡保積立金」という。)500百万円以内を琉球政府に貸し付けるものとする。

なお、援助計画に昭和45会計年度(昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで。)計画分として掲げる金額は、その金額について日本国政府の財政投融资計画が策定されることを条件として、昭和45年4月1日から同年6月30日までの間に、主務大臣から琉球政府に貸し付けられることが予定される。

② 本覚書において主務大臣とは、資金運用部資金に係るものについては日本国政府大蔵大臣(以下「大蔵大臣」という。)、簡保積立金に係るものについては日本国政府郵政大臣(以下「郵政大臣」という。)をいう。

2 通貨の指定

主務大臣の、琉球政府に対する資金運用部又は簡保積立金からの貸付金(以下「貸付金」という。)の交付並びに琉球政府の、資金運用部又は簡保積立金からの借入金(以下「借入金」という。)に係る元金の償還及び利子(違約金を含む。以下同じ。)の支払いは、日本国通貨をもつて行なうものとする。

3 代理人の指定

琉球政府は、借入金の借入れ並びに借入金に係る元金の償還及び利子の支払いについて、琉球政府東京事務所長をその代理人として、日本国内においてこれを行なうものとする。

4 貸付金の受入れ及び使途

琉球政府は、貸付金をその産業投資特別会計（以下「特別会計」という。）に受入れた後、農林漁業の振興に必要な資金、鉱工業の振興開発に必要な資金、中小企業の振興に必要な資金、運輸通信施設の整備に必要な資金及び住宅の建設に必要な資金に充てるため、次に掲げる区分に従って貸し付けるものとする。

（単位 百万円）

貸付先	44年度 計画分	45年度 計画分	計
農林漁業中央金庫	150	120	270
漁船建造資金融通特別会計	120	60	180
産業開発資金融通特別会計	1,080	360	1,440
大衆金融公庫	250	250	500
郵政事業特別会計	80	30	110
琉球電信電話公社	120	60	180
住宅建設資金融通特別会計	1,900	720	2,620
計	3,700	1,600	5,300

5 区分経理

琉球政府は、借入金に係る部分については、特別会計において特別勘定を設け、区分経理するものとする。

6 事業計画及び資金計画

① 琉球政府は、最初の借入れの申込みを行なうときは、あらかじめ1970会計年度（1969年7月1日から1970年6月30日まで。以下同じ。）

の特別会計の事業計画及び資金計画を作成し、琉球諸島米国民政府（以下「米国民政府」という。）を通じ、日本国政府総理府総務長官（以下「総務長官」という。）の同意を求めるものとする。この場合は、1970会計年度の特別会計の歳入歳出予算及び予定財務諸表（予定貸借対照表及び予定損益計算書をいう。）、琉球政府の財政投融资計画並びに琉球政府の資金運用部資金（以下「琉球運用部資金」という。）の原資見込み及び運用計画表を添付するものとする。

② 総務長官は、あらかじめ同意を求められたときは、援助計画の昭和44会計年度計画の金額に係る事業計画及び資金計画に対してのみ同意するものとする。

7 事業計画及び資金計画の変更

琉球政府は、総務長官の同意を得た特別会計の事業計画及び資金計画を変更しようとするときは、前項に準ずる方法により、あらかじめ総務長官に同意を求めなければならない。ただし、その変更が軽微なものである場合は、これを省略することができる。

8 借入れの申込み及び貸付けの通知

① 琉球政府は、借入金の借入れの申込みを行なう場合には、資金運用部資金借入申込書又は簡保積立金借入申込書、資金運用部資金借用証書の案又は簡保積立金借用証書の案並びに借入れを予定する日の属する四半期の特別会計の事業計画及び資金計画を主務大臣に提出するものとする。この場合には、当該四半期の琉球運用部資金の原資見込み及び運用計画表を添付するものとする。

② 主務大臣は、前記申込みを検討のうえ、貸付けを適当と認める場合には、資金運用部資金融通通知書又は簡保積立金融通通知書により貸付年月日、貸付金額その他必要な事項を琉球政府に通知するものとする。

③ 資金運用部資金借入申込書、簡保積立金借入申込書、資金運用部資金融通通知書及び簡保積立金融通通知書の書式はそれぞれ別紙1、2、3及び4とする。

9 貸付金の交付及び元金支払いの場所

貸付金の交付場所並びに借入金に係る元金の償還及び利子の支払いの場所は、当該貸付金及び借入金が資金運用部資金であるときは日本銀行本店、簡保積立金であるときは郵政省簡易保険局とする。

10 貸付けの方法

① 琉球政府は、資金運用部資金を借入れる場合は日本銀行本店に資金運用部資金融通通知書を提示し、資金運用部資金借用証書を提出して資金の交付を受けるものとし、簡保積立金を借入れる場合は郵政省簡易保険局歳入歳出外現金出納官吏に簡保積立金融通通知書を提示し、簡保積立金借用証書及び簡保積立金借入金領収書を提出して資金の交付を受けるものとする。

② 資金運用部資金借用証書、簡保積立金借用証書及び簡保積立金借入金領収書の書式はそれぞれ別紙5、6及び7とする。

③ 主務大臣は、日本銀行本店又は郵政省簡易保険局において資金の交付を行なう場合、琉球政府の非居住者自由円勘定に貸記する方法がとられるよう措置するものとする。

11 借入れの繰越

琉球政府は、援助計画の昭和44会計年度計画分に係る金額のうち、昭和45年3月31日までに借入れを行なわなかつた金額について必要がある場合には、主務大臣の承認を得て昭和46年3月31日までの間に借入れを行なうことができる。

12 貸付条件

- ① 貸付期間 20年以内(うち1年以内の据置期間を含む。)とする。
- ② 貸付利率 年6分5厘とする。
- ③ 支払方法 元金は半年賦均等償還とし、利子は半年毎に未償還元本に応じて支払うものとする。

13 元金金の支払手続

① 琉球政府が元金の償還、利子の支払いをしようとするときは、次に掲げる書類を添えて当該借入金資金運用部資金であるときは日本銀行本店に、簡

保積立金であるときは郵政省簡易保険局に払い込むものとする。

元金及び利子の別	資金運用部資金	簡保積立金
元金の償還をしようとするとき。	資金運用部貸付金 元金払込書	簡保積立金元金 払込書
利子の支払いをしようとするとき。	納入告知書	同 上

② 資金運用部貸付金元金払込書、納入告知書及び簡保積立金元金払込書の書式はそれぞれ別紙8、9及び10とする。

14 違約金

琉球政府は、借入金について所定の期日までに元金の償還又は利子(本項において違約金を除く。)の支払いをしなかつたときは、当該償還又は支払いをしなかつた元金又は利子の金額につき当該期日の翌日から起算して償還又は支払いをした日までの日数に応じ、日歩2銭8厘の割合により算定して得た金額を違約金として主務大臣に支払うものとする。

15 利率等の改訂

主務大臣は、貸付金を貸し付けた後において金融情勢の変動に応じ、利率及び違約金の割合を改訂することができる。

16 繰上償還

- ① 主務大臣は、貸付金の全部又は一部について繰上償還を求めることができる。
- ② 琉球政府は、借入金の全部又は一部について繰上償還をしようとするときは、あらかじめ主務大臣の同意を受けるものとする。
- ③ 琉球政府は、繰上償還をしようとする金額が借入金の一部であるときは、主務大臣が指定する追証書を日本銀行本店又は郵政省簡易保険局に提出しなければならない。

17 目的外使用等の場合の措置

- ① 主務大臣は、琉球政府が借入金を第4項に掲げる貸付先以外に貸付けし、又は総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付けに使用した場合は、直ちに琉球政府に対し当該金額に相当する貸付金の繰上償還を求めることができる。
- ② 前号の規定による繰上償還については、前項第3号の規定を準用するものとする。

18 調査及び報告

主務大臣は、貸付金に関する事項について、随時、琉球政府に対して報告を求め、又は米国民政府及び琉球政府の協力を得て必要な調査を行なうため、その職員を沖縄地域に派遣することができるものとする。

19 融資実績等の報告

- ① 琉球政府は、1970会計年度の終了後6ヶ月以内に借入金に係る融資実績の報告書を米国民政府、日本国政府総理府を通じ、大蔵大臣及び郵政大臣に提出する。
なお、この場合、特別会計の決算書、資金収支の実績及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書をいう。）、琉球政府の財政投融资計画の実績表並びに琉球運用部資金の原資及び運用の実績表を添付するものとする。
- ② 琉球政府は、借入金の借入れを行なったときは、直ちにその旨を総務長官及び米国民政府に報告するものとする。

20 覚書の修正

この覚書の規定は、大蔵大臣、郵政大臣、総務長官、米国民政府及び琉球政府の合意によつて修正することができる。

21 覚書の効力

この覚書は、下記の四者のすべてが署名を終え且つ琉球政府の署名についての米国民政府の承認が米国民政府総務部長の署名により与えられた日に効力を発する。

附 則

この覚書の実施のために必要と認められる細目については、大蔵大臣、郵政大臣、総務長官、米国民政府及び琉球政府の合意により定めるものとする。

昭和44年12月5日

日本国政府
大蔵省理財局長

昭和44年12月5日

日本国政府
郵政省簡易保険局長

昭和44年12月5日

日本国政府
総理府特別地域連絡局長

昭和44年12月12日

琉球政府総務局長

高等弁務官に代つて承認する。

昭和 年 月 日

DEC 12 1969

米国民政府総務部長

別紙1

第 号

昭和 年 月 日

日本国政府大蔵大臣 殿

琉球政府行政主席

資金運用部長期資金借入申込書

- 1. 金額 金 円也
- 2. 用途
- 3. 利率 年6分5厘

ただし約定利率は、金融情勢に応じ改訂せられても差支えない。

- 4. 借入期日 昭和 年 月 日
- 5. 据置期日 昭和 年 月 日
- 6. 最終償還期日 昭和 年 月 日

ただし、大蔵大臣の都合により全部又は一部の繰上償還を求められても差支えなく、琉球政府の都合により全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の同意を受ける。

- 7. 元利金の支払方法及び期日 元利金の支払方法は、毎年 月 日及び 月 日に別に定める資金運用部資金借入金償還年次表による。

ただし、元利金の支払期日に元利金の全部または一部の支払いをしなかつた場合には、延滞元利金につき支払期日の翌日から起算して支払当日まで日歩2銭8厘の割合により

違約金を支払う。

なお、違約金の割合は金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

8. 目的外使用等の場合の措置 琉球政府が、借入金を前記2に掲げる用途以外に使用し、又は、あらかじめ、総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付けに使用した場合は、当該金額に相当する借入金の繰上償還を求められても差支えない。

9. 資金の交付を受ける場所 日本銀行本店

10. 借用証書の記号番号

以上の条件により資金運用部資金の借入申込みをする。

別紙2

第 号

昭和 年 月 日

日本国政府郵政大臣 殿

琉球政府行政主席

簡保積立金借入申込書

1. 金額 金 円也

2. 用途

3. 利率 年6分5厘

ただし約定利率は、金融情勢に応じ改訂せられても差支えない。

4. 借入期日 昭和 年 月 日

5. 据置期日 昭和 年 月 日

6. 最終償還期日 昭和 年 月 日

ただし、郵政大臣の都合により全部又は一部の繰上償還を求められても差支えなく、琉球政府の都合により全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、あらかじめ郵政大臣の同意を受ける。

7. 元利金の支払方法及び期日 元利金の支払方法は、毎年 月 日及び 月 日に別に定める簡保積立金借入金償還年次表による。

ただし、元利金の支払期日に元利金の全部又は一部の支払いをしなかつた場合には、延滞元利金につき支払期日の翌日から起算して支払当日まで日歩2銭8厘の割合により違約金を支払う。

- なお、違約金の割合は金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。
8. 目的外使用等の場合の措置 琉球政府が、借入金を前記2に掲げる用途以外に使用し、又は、あらかじめ、総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付けに使用した場合は、当該金額に相当する借入金の繰上償還を求められても差支えない。
9. 資金の交付を受ける場所 郵政省簡易保険局
10. 借用証書の記番号 第 号

以上の条件により簡保積立金の借入申込みをする。

別紙3
表面

資金運用部資金融通通知書	
文書日付及び番号	昭和 年 月 日第 号
貸付金額	円
貸付年月日	昭和 年 月 日
資金年度	昭和 年度
資金名	資金運用部資金
借用証書の記番号	第 号
利率	年6分5厘
償還期限	昭和 年 月 日
指定店	日本銀行本店
<p>上記のとおり資金運用部資金を融通することとしたので、裏面記載事項を了知のうえ借入れの手続をされたい。</p> <p>琉球政府行政主席 殿</p> <p>日本国政府大蔵省理財局長</p>	

裏面

1. 借入申込書に記載された事項のうち、下記の事項
(表面に掲げた事項を除く。)を変更して貸し付
けることとしたので借用証書の作成にあたっては
相違のないよう留意すること。
2. 資金の融通を受けるときは、この通知書を借用証
書とともに指定店に提出すること。

表面

簡保積立金融通通知書

文書日付及び番号 昭和 年 月 日第 号
 貸付金額 円
 貸付年月日 昭和 年 月 日
 資金年度 昭和 年度
 資金名 簡保積立金
 借用証書の記番号 第 号
 利率 年 6 分 5 厘
 償還期限 昭和 年 月 日
 貸付金交付場所 郵政省簡易保険局

上記のとおり簡保積立金を融通することとしたので、
 裏面記載事項を了知のうえ借入れの手続をされたい。

琉球政府行政主席 殿

日本国政府郵政省簡易保険局長

裏面

1. 借入申込書に記載された事項のうち、下記の事項（表面に掲げた事項を除く。）を変更して貸し付けることとしたので借用証書の作成にあつては相違のないよう留意すること。
2. 資金の融通を受けるときは、この通知書を借用証書とともに郵政省簡易保険局歳入歳出外現金出納官吏に提出すること。

別紙5

第 号
昭和 年 月 日

日本国政府大蔵大臣 殿

琉球政府行政主席

資金運用部資金借用証書

金 円也

本日上記金額の資金運用部資金を下記条件をもつて借用した。

ついでには借入条件を堅く守り元利金は期日に相違なく支払う。

なお、本資金については、大蔵省理財局から随時調査を受け又は報告を求められても差支えない。

1. 資金の用途

年6分5厘

2. 利率

ただし約定利率は、金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

3. 据置期日

昭和 年 月 日

4. 最終償還期日

昭和 年 月 日

ただし、大蔵大臣の都合により全部又は一部の繰上償還を求められても差支えず、琉球政府の都合により全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の同意を受ける。

5. 元利金の支払

元利金の支払方法は毎年 月 日及び

方法及び期日

月 日に別に定める資金運用部資金借入金

償還年次表による。

ただし、元利金の支払期日に元利金の全部又は一部の支払いをしなかつた場合においては、延滞元利金に対して支払期日の翌日から起算して支払当日まで日歩2銭8厘の割合により違約金を支払う。

なお、違約金の割合は金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

6. 目的外使用等の場合の措置

この借入金を前記1に掲げる用途以外に使用し又は、あらかじめ、総務長官の同意を得た事業計画と異なる貸付に使用した場合は、当該金額に相当する借入金の繰上償還を求められても差支えない。

7. 元利金の支払場所

日本銀行本店

別紙6

第 号

昭和 年 月 日

日本国政府郵政大臣 殿

琉球政府行政主席

簡保積立金借用証書

金 円也

本日上記金額の簡保積立金を下記条件をもつて借用した。

については借入条件を堅く守り元利金は期日に相違なく支払う。

なお、本資金については、郵政省簡易保険局から随時調査を受け又は報告を求められても差支えない。

1. 資金の用途

2. 利率

年6分5厘

ただし約定利率は、金融情勢に応じて改訂せられても差支えない。

3. 据置期日

昭和 年 月 日

4. 最終償還期日

昭和 年 月 日

ただし、郵政大臣の都合により全部又は一部の繰上償還を求められても差支えなく、琉球政府の都合により全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、あらかじめ、郵政大臣の同意を受ける。

5. 元利金の支払

元利金の支払方法は毎年 月 日及び

方法及び期日

月 日に別に定める簡保積立金借入金償還
年次表による。

ただし、元利金の支払期日に元利金の全部又は一部
の支払いをしなかつた場合においては、延滞元利金
に対して支払期日の翌日から起算して支払当日まで
日歩2銭8厘の割合により違約金を支払う。

なお、違約金の割合は金融情勢に応じて改訂せられ
ても差支えない。

6. 目的外使用等
の場合の措置

この借入金を前記1に掲げる用途以外に使用し又は、
あらかじめ、総務長官の同意を得た事業計画と異なる
貸付に使用した場合は、当該金額に相当する借入
金の繰上償還を求められても差支えない。

7. 元利金の支払
場所

郵政省簡易保険局

別紙7

簡保積立金借入金領収書

1 金 円也

簡保積立金借入金として、上記金額を領収しました。

昭和 年 月 日

歳入歳出外現金出納官吏

郵政省簡易保険局

郵政事務官 殿

琉球政府行政主席

代理人

琉球政府東京事務所長

(氏 名、印)

別紙 8

資金運用部貸付金元金払込書		資金運用部貸付金元金受入済通知書		領 収 証 書	
払込期日	昭和 年 月 日	払込期日	昭和 年 月 日	払込月日	昭和 年 月 日
償還金額	円	償還金額	円	償還金額	円
口 数	口	口 数	口	口 数	口
受入科目	資金運用部資金・資金運用部貸付金	受入科目	資金運用部資金・資金運用部貸付金	受入科目	資金運用部資金・資金運用部貸付金
指 定 店	日本銀行本店	指 定 店	日本銀行本店	指 定 店	日本銀行本店
取 扱 庁	大蔵省理財局	取 扱 庁	大蔵省理財局	取 扱 庁	大蔵省理財局
<p>上記のとおり払い込みます。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>(納入者)</p>		<p>納 入 者</p> <p>上記のとおり受入済ですから通知します。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>日本銀行本店 印</p> <p>大蔵省理財局長 殿</p>		<p>上記のとおり領収しました。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>日本銀行本店 印</p> <p>(納入者)</p> <p>殿</p>	
		受入内訳書			

納入告知書		領収済通知書		領収証書	
第 号	(納入者)	第 号	(納入者)	第 号	(納入者)
昭和 年度		昭和 年度		昭和 / 年度	
資金運用部 特別会計	殿	資金運用部 特別会計		資金運用部 特別会計	
資金運用 収入	運用利殖金収入 利子収入	資金運用 収入	運用利殖金収入 利子収入	資金運用 収入	運用利殖金収入 利子収入
大蔵省所管	大蔵省理財局	大蔵省所管	大蔵省理財局	大蔵省所管	大蔵省理財局
金	円	金	円	金	円
納付目的	貸付金利子	納付目的	貸付金利子	納付目的	貸付金利子
納付期限	昭和 年 月 日	納付期限	昭和 年 月 日	納付期限	昭和 年 月 日
納付場所	日本銀行本店				
上記のとおり納付して下さい。		上記のとおり収納済ですから通知します。		上記のとおり領収しました。	
昭和 年 月 日		日本銀行本店 印		昭和 年 月 日	
歳入徴収官大蔵省理財局長 印		歳入徴収官 大蔵省理財局長 殿		日本銀行本店 印	
		個別徴収簿 元 帳			

別紙10

簡保積立金元利金払込書		
払込期日	昭和 年 月 日	
口数及 び金額	元金	
	利子	
	違約金	
払込場所		
上記のとおり払い込みます。		
昭和 年 月 日		
(納入者)		

領 収 書	
1 金	円也
但し	
上記金額確かに領収しました。	
昭和 年 月 日	
琉球政府行政主席	
代理人 琉球政府東京事務所長	
殿	
歳入歳出外現金出納官吏	
郵政省簡易保険局	
郵政事務官 (氏名、印)	

昭和44会計年度における日本国政府の琉球政府に対する資金の貸付けに関する覚書の実施のための細目

「昭和44会計年度における日本国政府の琉球政府に対する資金の貸付けに関する覚書」(以下「覚書」という。)の附則の規定に基づく合意の結果、覚書の実施のために必要な細目を次のとおり定める。

1 書類に用いる国語

覚書の実施に必要な書類のうち覚書第6項及び第19項に規定する書類(以下「書類」という。)は、日本語及び英語をもつて作成する。

2 書類の経由

書類は、技術委員会議長及び技術委員会日本国政府代表を通じて送付する。

3 事業計画及び資金計画並びにこれらの変更

① 覚書第6項第1号に規定する事業計画及び資金計画の書式は、別紙1及び2とする。

② 覚書第7項の規定に基づき、琉球政府が変更の同意を求める場合の書式は別紙1及び2を準用し、それぞれ右上の隅に「変更分」と朱書する。この場合、変更前の計画と変更後の計画を対比し変更の理由を説明するものとする。

③ 事業計画及び資金計画の変更のうち、本項第4号及び第5号により変更することができるもの以外は、覚書第20項の規定に基づき、覚書の修正を必要とする。

④ 覚書第7項本文に基づき、総務長官の同意により行なうことのできる変更は、次のイ又はロに掲げる変更以外のものとする。

イ 覚書第4項に掲げる貸付先ごとの金額の増加

ロ 覚書第4号に掲げる一の貸付先に係る年度区分ごとの計画分金額の増加

⑤ 覚書第7項ただし書に規定する軽微な変更は、次のイからハまでに掲げ

る変更以外のものとする。

- イ 貸付金又は出資金のそれぞれの合計額における10%をこえる変更
- ロ 覚書第4項に掲げる一の貸付先の年度区分ごとの計画分の金額における20%をこえる減少
- ハ 覚書第4項に掲げる資金の種類ごとの金額における20%をこえる変更

⑥ 覚書第8項第1号に規定する事業計画及び資金計画の書式は、別紙3及び4とする。

4 借入れの申込み

借入れの申込みは、原則として、同半期に1回とする。

5 非居住者自由円勘定の開設等

① 覚書第10項第3号に規定する琉球政府の非居住者自由円勘定（以下「自由円勘定」という。）は、琉球政府総務局長名義で、日本国法人である外国為替公認銀行（以下「銀行」という。）の東京に所在する営業所に開設するものとする。

② 琉球政府は、前号に規定する自由円勘定を開設したときは、すみやかに銀行との契約書の写しを添え主務大臣にその旨を通知するものとする。

6 借入れの繰越承認

① 覚書第11項の規定に基づき、琉球政府が主務大臣に承認を求める場合の承認申請書の書式は、別紙5及び6とする。

② 前号の申請書は昭和45年2月末日までに提出するものとする。

7 元利金の支払い等

① 覚書第13項の規定に基づく元金の償還及び利子の支払いは自由円勘定から行なうものとする。この場合において、当該支払いが簡保積立金に係るものであるときは、郵政省簡易保険局歳入歳出外現金出納官吏に対する「日本銀行払」の小切手によるものとする。

② 覚書第13項第2号の規定に基づく納入告知書は、東京事務所長に送付

するものとする。東京事務所長は、納入告知書が通常到達すべき時期までに到達しない場合にあっては、遅滞なく歳入徴収官に対し、納入告知書の交付を請求するものとする。

③ 琉球政府は、覚書第16項第2号の規定に基づく繰上償還をしようとするときは、資金運用部資金繰上償還申請書又は簡保積立金繰上償還申請書（以下「繰上償還申請書」という。）を主務大臣に提出するものとする。

④ 前号に規定する繰上償還申請書が借入金の一部の額に係るときは、繰上償還をしようとする日の20日前までにこれを提出するものとする。

⑤ 第3号の規定により提出された繰上償還申請書に対する主務大臣の同意は、資金運用部資金繰上償還承認通知書又は簡保積立金繰上償還承認通知書により行なうものとする。

⑥ 覚書第16項第3号に規定する追証書、繰上償還申請書並びに前号に規定する資金運用部資金繰上償還承認通知書及び簡保積立金繰上償還承認通知書の書式は、別紙7から14までとする。

8 調査及び報告

主務大臣が、覚書第18項に基づき貸付金に関する報告を求め、又は調査を行なう場合は次による。

① 報告書の送付の手続きは第2項の規定するところによる。

② 職員を沖縄地域に派遣しようとする場合は、派遣の時期及び調査の目的について、その派遣しようとする期日の少なくとも2週間前に、総理府に通知するものとする。この場合、総理府は遅滞なく米国民政府及び琉球政府に通知するものとする。

9 融資実績の報告

覚書第19項第1号に規定する融資実績報告書の書式は、別紙15とする。

10 効力の発生

この細目は、覚書が効力を発する日から効力を発する。

細目別紙 1

1970年度産業投資特別会計事業計画

1. 1970年度における出資金、貸付金は、それぞれ 千円、 千円とする。
2. 上記の原資として一般会計からの受入れ 千円(うち 千円は日本国政府援助)
資金運用部資金からの借入れ 千円及び簡保積立金からの借入れ 千円を予定している。
3. 上記1の内訳は、下表のとおりである。

投資対象 機 関 名	1970年度出資額			1970年度貸付額			合 計	備 考 覚書第4項 の資金区分 による金額
	1969年7月から 1970年3月まで の分	1970年4月から 1970年6月まで の分	小 計	1969年7月から 1970年3月まで の分	1970年4月から 1970年6月まで の分	小 計		
1. 特別会計								
2. 公庫、公社等								
計								

(注) 出資額のうち()内は日本国政府援助にかかるものであり、内書である。

細目別紙2

1970年度産業投資特別会計資金計画

支 出			収 入		
科 目	金 額	積 算 内 訳	科 目	金 額	積 算 内 訳
貸 付 金			前 期 末 現 金 預 け 金		
出 資 金			一 般 会 計 より 受 入		
借 入 金 償 還			日 本 国 政 府 援 助 金		
資 金 運 用 部 資 金 償 還 金			琉 球 政 府 資 金		
簡 保 積 立 金 償 還 金			借 入 金		
一 時 借 入 金 償 還			資 金 運 用 部 資 金 借 入 金		
事 務 費			簡 保 積 立 金 借 入 金		
借 入 金 利 息			一 時 借 入 金 償 還 金 収 入		
一 時 借 入 金 利 息			貸 付 金 利 息 納 付 金		
雑 支 出			配 当 金		
予 備 費			雑 収 入		
期 末 現 金 預 け 金					
合 計			合 計		

(注) 月別資金計画は別紙の通り。

細目別紙 3

1970年度産業投資特別会計事業計画（第 四半期分）

1. 1970年度第 四半期における出資金、貸付金はそれぞれ 千円、 千円とする。
2. 上記の原資として、一般会計からの受入れ 千円（うち 千円は日本国政府援助）資金運用部資金からの借入れ 千円及び簡保積立金からの借入れ 千円を予定している。
3. 上記1の内訳及び事業計画（年間）との関連は下表のとおりである。

投資対象機関名	1970年度(1969年7月から1970年6月まで)の投資計画額			第 四半期			第 四半期(借入日の属する四半期)									第 四半期			第 四半期					
							月			月			月									計		
							出資	貸付	計	出資	貸付	計	出資	貸付	計							出資	貸付	計
1. 特別会計																								
2. 公庫、公社等																								
計																								

(注) 出資額のうち()内は日本国政府援助にかかるものであり、内書である。

区分	科 目	第 四半期	第 四半期(借入日の属する四半期)				第 四半期	第 四半期	合 計
			月	月	月	計			
収 入	前期末現金預け金 一般会計より受入 日本国政府援助金 琉球政府資金 借入金 資金運用部資金借入金 簡保積立金借入金 一時借入金 入金利息 償還付付当金 雑収入 合 計								
	貸付金 出資金 借入金 資金運用部資金 簡保積立金 一時借入金 事務費 借入金利息 一時借入金利息 雑支出費 予備費 期末現金預け金 合 計								

資金運用部 資金借入繰越承認申請書

1. 借入金繰越承認申請額繰越総額 円のうち 円
2. 産業投資特別会計の実行状況は次のとおり。

投資対象機関名	1969年7月から1970年3月までの投資計画額 (1)				1970年3月実行予定額 (2)				(1)のうち 1970年4月以降実行予定額		1970年4月以降に 実行を必要とする理由
	出資額	貸付額	計	覚書第4項の資金区分による金額	出資額	貸付額	計	覚書第4項の資金区分による金額	貸付額	覚書第4項の資金区分による金額	
1. 特別会計											
2. 公庫、公社等											
計											

1. 借入金繰越承認申請額 繰越総額 円のうち 円
2. 産業投資特別会計の実行状況は次のとおり。

投資対象機関名	1969年7月から1970年3月までの投資計画額 (1)				1970年3月実行予定額 (2)				(1)のうち 1970年4月以降実行予定額	
	出資額	貸付額	計	党書第4項の資金区分による金額	出資額	貸付額	計	党書第4項の資金区分による金額	貸付額	党書第4項の資金区分による金額
1. 特別会計										
2. 公庫、公社等										
計										

細目別紙 7

第 号

昭和 年 月 日

日本国政府大蔵大臣 殿

琉球政府行政主席

追 証 書

昭和 年 月 日借用証書記 号をもつて借入れ

た資金運用部資金 円について、昭和 年 月

日に 円を繰上償還することとしたので、当該借用証書

に添付した資金運用部資金借入金償還年次表のうち、昭和 年

月 日以降の分を別添のとおり変更します。

細目別紙 8

第 号
昭和 年 月 日

日本国政府郵政大臣 殿

琉球政府行政主席

追 証 書

昭和 年 月 日借用証書記 号をもつて借入れ
た簡保積立金 円について、昭和 年 月
日に 円を繰上償還することとしたので、当該借用証書に
添付した簡保積立金借入金償還年次表のうち、昭和 年 月
日以降の分を別添のとおり変更します。

細目別紙 9

第 号
昭和 年 月 日

日本国政府大蔵大臣 殿

琉球政府行政主席

資金運用部資金繰上償還申請書

現に借入中の資金運用部資金について、下記のとおり繰上償還
したいので、申請します。

記

1. 繰上償還及び繰上償還日等

借入 年月日	借用証書 の記番号	当 初 借入額	現 在 借入額	繰 上 償還額	繰 上 償還日	備 考
		円	円	円		

2. 添付書類(ただし、繰上償還が長期資金の一口の一部である
とき)
資金運用部資金借入金償還年次表(繰上償還日以降の分)2部

細目別紙 1 0

第 号
昭和 年 月 日

日本国政府郵政大臣 殿

琉球政府行政主席

簡保積立金繰上償還申請書

現に借入中の簡保積立金について、下記のとおり繰上償還したいので、申請します。

記

1. 繰上償還及び繰上償還日等

貸入 年月日	借用証書 の記番号	当初 借入額	現在 借入額	繰上 償還額	繰上 償還日	備考
		円	円	円		

2. 添付書類（ただし、繰上償還が長期資金の一口の一部であるとき）

簡保積立金借入金償還年次表（繰上償還日以降の分）2部

細目別紙 1.1（全額繰上償還の場合）

第 号
昭和 年 月 日

琉球政府行政主席 殿

日本国政府大蔵大臣

資金運用部資金繰上償還承認通知書

昭和 年 月 日付 号をもつて申請があつた資金運用部資金の繰上償還については、下記のとおり承認することとしたので通知します。

記

貸付 年月日	借用証書 の記番号	当初 貸付額	貸付 現在額	繰上 償還額	繰上 償還日	備考
		円	円	円		

細目別紙 1 2 (全額繰上償還の場合)

第 号
昭和 年 月 日

琉球政府行政主席 殿

日本国政府郵政大臣

簡保積立金繰上償還承認通知書

昭和 年 月 日付 号をもつて申請があつた
簡保積立金の繰上償還については、下記のとおり承認することと
したので通知します。

記

貸付 年月日	借用証書 の記番号	当初 貸付額	貸付 現在額	繰上 償還額	繰上 償還日	備考
		円	円	円		

細目別紙 1 3 (一部繰上償還の場合)

第 号
昭和 年 月 日

琉球政府行政主席 殿

日本国政府大蔵大臣

資金運用部資金繰上償還承認通知書

昭和 年 月 日付 号をもつて申請があつた
資金運用部資金の繰上償還については、下記のとおり承認することとし、別添の承認済に係る資金運用部資金借入金償還年次表を送付するので、繰上償還日に当該償還年次表を添えて追証書を日本銀行本店に提出されたい。

記

貸付 年月日	借用証書 の記番号	当初 貸付額	貸付 現在額	繰上 償還額	繰上 償還日	備考
		円	円	円		

細目別紙 1 4、(一部繰上償還の場合)

第 号
昭和 年 月 日

琉球政府行政主席 殿

日本国政府郵政大臣

簡保積立金繰上償還承認通知書

昭和 年 月 日付 号をもつて申請があつた
簡保積立金の繰上償還については、下記のとおり承認することと
し、別添の承認済に係る簡保積立金借入金償還年次表を送付する
ので、繰上償還日に当該償還年次表を添えて追証書を郵政省簡易
保険局に提出されたい。

記

貸付 年月日	借用証書 の記番号	当初 貸付額	貸付 現在額	繰上 償還額	繰上 償還日	備考
		円	円	円		

1970年度産業投資特別会計融資実績報告書

投資対象機関名	1970年度(1969年7月から 1970年6月まで)の投資計画額				1970年度実行済額						合 計	備 考	
	出資額	貸付額	計	覚書第4項 の資金区分 による区分	出 資		貸 付						
					金 額	実行年月日	金 額	実行年月日	貸付期間	利率			
1. 特別会計													
2. 公庫, 公社等													
計													